

令和2年 第2回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和2年2月5日(水)

午後1時30分

場 所 川口市教育局教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第1回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

(1) 2月行事予定について

— 1

(2) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

—別添 1

(3) 臨時的任用教員の退職手当の一部未払いについて

—当日 1

(4) 令和2年度教育局組織体制について

— 7

(5) 12月市議会定例会の概要について

— 8

(6) 第72回(令和元年度)優良公民館表彰について

— 6 4

(7) 埼玉学園大学との連携協力に関する協定の締結について

— 6 7

5 協議事項

6 議 事

議案第5号 3月市議会に係る議案の原案決定について【当初予算】

—当日 2

議案第6号 3月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】

—当日 3

議案第7号 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例】

—当日 4

議案第8号 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例】

—当日 5

議案第9号 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例】

—当日 6

議案第10号 3月市議会に係る議案の原案決定について【専決】

—当日 7

議案第11号 川口市文化芸術審議会委員を委嘱することについて

— 6 8

議案第12号 教職員の人事について

—当日 8

7 その他

8 閉 会

教育長報告（1）

令和2年 2月 行事予定表

日	曜日	教育総務課	生涯学習課	文化推進室	文化財課	中央図書館	日	曜日
1	土		市民大学「スパイスとハーブを使いこなす」④ (10:00 神根西公民館)	中学生のART CLUB展(～2/9) (10:00 アートギャラリー)		おはなし会 (14:30 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館) (15:00 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	1	土
2	日						2	日
3	月						3	月
4	火					鳩ヶ谷図書館図書特別整理期間(～2/7) わらべうたとえほんの会(11:00 中央図書館)	4	火
5	水	教育委員会定例会 (13:30 教育委員会室)	市民大学「科学館ガイドツアー」② (10:00 科学館)		社会科見学(十二月田小学校) (9:30 旧田中家住宅)		5	水
6	木	次世代支援・教育力向上特別委員会 (13:30 議会第4委員会室)	市民大学「英語の発音を楽しく学ぼう～フォニックス入門～」④ (9:30 生涯学習プラザ) 市民大学「中国語講座」⑤(9:00 戸塚西公民館)		社会科見学(新郷東小学校) (11:15 文化財センター)		6	木
7	金					おさなごのおはなし会(11:00 前川図書館)	7	金
8	土		市民大学 「懐かしい洋食作り教室～本格的なレシピで作ってみましょう～」① (10:00 青木東公民館)			おはなし会 (14:30 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館) (15:00 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	8	土
9	日						9	日
10	月				川口文化財サポーター魅がきたい活動日雛人形飾付け (9:30 旧田中家住宅)		10	月
11	火	建国記念の日			旧田中家住宅の桃の節供(～3/8) (旧田中家住宅)		11	火
12	水		市民大学「科学館ガイドツアー」③ (10:00 科学館)				12	水
13	木		市民大学「中国語講座」⑤ (9:00 戸塚西公民館) 青木・前川ブロック会議(15:00 青木公民館)	川口市小・中・高校 書きぞめ展覧会(～2/16) (10:00 アートギャラリー)		絵本とわらべうたの会(10:30 戸塚図書館)	13	木
14	金	南部地区教育長会議・教育長協議会 (14:00 浦和合同庁舎)			社会科見学(十二月田小学校) (9:30 文化財センター)	絵本とわらべうたの会(10:30 新郷図書館) おはなしじゅうたん(10:30 鳩ヶ谷図書館) おさなごのおはなし会(11:00 前川図書館)	14	金
15	土		市民大学 「懐かしい洋食作り教室～本格的なレシピで作ってみましょう～」② (10:00 青木東公民館)			おはなし会 (14:30 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館) (15:00 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	15	土

令和2年

2月行事予定表

日曜日	教育総務課	生涯学習課	文化推進室	文化財課	中央図書館	日曜日
16日						16日
17月				第4回旧田中家住宅保存活用計画検討会議 (9:30 中央図書館)		17月
18火				第2回文化財保護審議会 (10:00 文化財センター)	戸塚図書館図書特別整理期間(～2/21) わらべうたとえほんの会(11:00 中央図書館)	18火
19水	教育委員会定例会 (13:30 教育委員会室)	市民大学「科学館ガイドツアー」④ (10:00 科学館)		社会科見学(原町小学校) (9:30 文化財センター)	わらべうたであそぼう(11:00 横曽根図書館)	19水
20木		市民大学「中国語講座」⑦(9:00 戸塚西公民館) 芝ブロック会議(10:00 芝公民館)、中央・横曽根ブロック会議(15:00 西川口公民館) 東・鳩ヶ谷ブロック会議(15:00 戸塚西公民館)				20木
21金					おさなごのおはなし会(11:00 前川図書館)	21金
22土		市民大学 「懐かしい洋食作り教室～本格的なレシピで作ってみましょう～」③ (10:00 青木東公民館)	川口の図工美術まなび展(～3/1) (10:00 アートギャラリー)	歴史自然教室「安行桜を知る-植物の都・安行生まれの芸術品-」 (10:00 歴史自然資料館) 木目込み人形作り体験教室(13:00 旧田中家住宅)	おはなし会 (14:30 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館) (15:00 中央・前川・新郷・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	22土
23日	天皇誕生日					23日
24月	振替休日					24月
25火						25火
26水	市議会3月定例会 開会	南平ブロック会議 (15:00 領家公民館) 神根ブロック会議(15:00 神根西公民館)				26水
27木	市議会3月定例会 常任委員会	市民大学「中国語講座」⑧ (9:00 戸塚西公民館)			絵本とわらべうたの会(10:30 戸塚図書館)	27木
28金			第11回川口市美術館建設基本構想・基本計画 審議会 (10:30 中央図書館会議室)			28金
29土		市民大学「懐かしい洋食作り教室～本格的なレシピで作ってみましょう～」④ (10:00 青木東公民館) 文化祭(9:30 中央ふれあい館)			おはなし会 (14:30 中央・前川・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館) (15:00 中央・前川・横曽根・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	29土

令和2年

2

月

行事予定表

日	曜日	科学館	スポーツ課	日	曜日
1	土	特別展 科学捜査展 ～2/16 科学出張教室(10:50慈林小学校)		1	土
2	日	特別ワークショップ(10:30展示)		2	日
3	月			3	月
4	火	展示利用 足立区立西新井小学校(9:30展示) 展示・プラネ利用 埼玉県草加かがやき特別支援学校(10:20展示・プラネ) 展示利用 野田市立南部小学校(10:30展示) 第2回川口市立科学館運営審議会(13:30研修室)		4	火
5	水	展示利用 狭山市立掘兼小学校(9:30展示) 展示・プラネ・天文台利用 市民大学(10:00展示・プラネ・天文台) 展示利用 所沢市立南小学校(11:30展示) 展示利用 志木市立宗岡第4小学校(12:30展示)		5	水
6	木	展示利用 草加市立川柳小学校(9:30展示) 展示利用 上尾市立今泉小学校(13:10展示) 科学出張教室(15:40東本郷小学校)		6	木
7	金	展示利用 狭山市立入間川東小学校(9:30展示) 展示利用 飯能市立原市場小学校(12:30展示) 展示利用 川越市立中央小学校(13:30展示)		7	金
8	土	第3期サイエンスクラブ①(9:45、11:00展示) 科学出張教室(13:30元郷南小学校) 夜間観測会(18:30天文台)		8	土
9	日	特別ワークショップ(10:30展示)	地区対抗ワンバウンドふらば～るバレー大会 (9:00 東スポーツセンター)	9	日
10	月			10	月
11	火			11	火
12	水	展示利用 市民大学(10:00展示) 展示利用 所沢市立所沢小学校(11:30展示)		12	水
13	木	展示・プラネ利用 東川口幼稚園 (11:30展示・プラネ)	第2回川口市スポーツ推進審議会(14:00 西スポーツセンター2階会議室) 令和元年度埼玉県県南4市まちづくり協議会スポーツ文化専門部会視察研修 (10:30 屋内トレーニングセンター・イースト、国立スポーツ科学センター)	13	木
14	金	展示利用 松伏市立松伏小学校(9:30展示)		14	金
15	土	第3期サイエンスクラブ②(9:45、11:00展示)	競技種目体験イベントIN川口 (10:00 アリオ川口)	15	土

令和2年

2月行事予定表

日	曜日	科学館	スポーツ課	日	曜日
16	日	科学ものづくり教室「入門！電気工作(第2回)」 (10:00展示)		16	日
17	月			17	月
18	火	科学出張教室(10:30南平幼稚園)		18	火
19	水	展示利用 草加市立谷塚小学校(9:30展示) プラネ利用 市民大学(10:00プラネ)科学出張教室(10:00あさひ保育所) 展示利用 所沢市立北中小学校(10:30展示)科学出張教室(14:50芝南小学校)		19	水
20	木	展示利用 草加市立草加小学校(9:30展示) 展示利用 草加市立小山小学校(10:30展示) 展示・プラネ利用 川口幼稚園(11:00展示・プラネ)科学出張教室(14:50仲町小学校)		20	木
21	金	展示利用 所沢市立並木小学校(10:30展示)		21	金
22	土	第3期サイエンスクラブ③(9:45、11:00展示) 夜間観測会(18:30天文台)		22	土
23	日	いきいきサイエンス①(11:00展示) 天文講演会(15:30プラネ)		23	日
24	月	いきいきサイエンス②(11:00展示)		24	月
25	火			25	火
26	水	整理休館日		26	水
27	木	特設コーナー「自動運転のしくみ」～3/22展示利用 草加市立瀬崎小学校(9:30展示) 展示・プラネ利用 彩の実保育園(10:00展示・プラネ) 展示・プラネ利用 川口きらら保育園(10:00展示・プラネ)		27	木
28	金	理科移動教室 上青木小学校(9:30展示) 展示利用 草加市立長栄小学校(13:00展示)		28	金
29	土			29	土

令和2年

2月

行事予定表

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
1	土			令和2年度「特別支援教育支援員」及び「特別支援学級等補助員」選考面接 (9:00 教育研究所) 中学生のART CLUB展(～2/9アートギャラリー)			1	土
2	日						2	日
3	月			指導課学校訪問(幸町小、根岸小)			3	月
4	火		第3回市立学校教頭・副校長会議 (9:00 市立高等学校)	中堅教諭等資質向上研修会閉校式 (13:00 スキップシティ映像ホール)	学校給食献立委員会(自校調理小学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室)		4	火
5	水				学校給食運営審議会(10:00 戸塚南小学校) 学校給食献立委員会(元郷学校給食センター調理小学校)(15:30 元郷学校給食センター会議室) 学校給食献立委員会(新郷・南平学校給食センター、自校調理中学校)(15:30 第二庁舎地階第2会議室)		5	水
6	木			指導課学校訪問 (新郷南小、木曾呂小)	自校調理小学校栄養士連絡調整会議(14:00 第二庁舎地階第1会議室) 学校給食献立委員会(元郷学校給食センター調理中学校) (15:30 元郷学校給食センター会議室)	鳥取県教育委員会視察来校 (10:00 市立高等学校)	6	木
7	金			委嘱研究本発表 (13:35 神根東小)	学校給食献立委員会(新郷・南平学校給食センター調理小学校) (15:30 第二庁舎地階第2会議室)	定時制進路講演会 (17:00 市立高等学校)	7	金
8	土						8	土
9	日						9	日
10	月			指導課学校訪問(青木北小、辻小)	学校給食調理場等安全衛生委員会 (16:00 局会議室)	学校評議員会【全日制】 (14:00 市立高等学校)	10	月
11	火						11	火
12	水			課題研究本発表 (13:30 市立高等学校)			12	水
13	木			指導課学校訪問(芝南小、芝中央小) 第3回川口市非行防止対策協議会 (10:00 青木東公民館)			13	木
14	金			委嘱研究本発表(13:05 戸塚北小) 第3回川口市「保護者と共に不登校を考える会」 (13:50 教育研究所)			14	金
15	土				土曜授業(8:40 市立高等学校)PTA・後援会総務会(10:00 市立高等学校)	同窓会学校見学会(10:00 市立高等学校) 同窓会学校理事会(17:00 中央ふれあい館)	15	土

令和2年

2月行事予定表

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
16	日						16	日
17	月			指導課学校訪問(前川小、南鳩ヶ谷小)		高校入試入学願書受付 (9:00 市立高等学校)	17	月
18	火			第56回「卒業生を送るつどい」 (9:35 戸塚スポーツセンター) 委嘱研究本発表(13:30 神根小)		高校入試入学願書受付 (9:00 市立高等学校)	18	火
19	水			障害児就学支援委員会発達障害・情緒障害部会 (9:30 教育研究所)	学校における食物アレルギー対応に関わる検討委員会 (15:00 第二庁舎地階第2会議室)		19	水
20	木					高校入試志願先変更 (9:00 市立高等学校)	20	木
21	金		第5回月例校長連絡会 (10:00 局2階会議室)	第3回小中連携・一貫教育推進委員会 (15:00 教育委員会室)		高校入試志願先変更 (9:00 市立高等学校)	21	金
22	土			川口の図工美術まなび展(～3/1) (10:00 アートギャラリー)			22	土
23	日						23	日
24	月						24	月
25	火		第8回市立学校長会議 (10:00 市立高等学校)	第2回いじめ対応教員研修会 (15:00 市立高等学校)	自校調理小学校栄養士連絡調整会議 (14:00 第二庁舎地階第1会議室)		25	火
26	水			学力・徳力・体力向上ライフスキルかわぐち推進委員会全体会 (15:00 教育研究所)	学校給食食品等選定委員会 (13:30 南平学校給食センター会議室)		26	水
27	木						27	木
28	金			県公立高校入学者選抜学力検査		生徒臨時休業(～3/6) 高校入試学力検査(8:35 市立高等学校)	28	金
29	土						29	土

教育長報告（4）

令和2年度教育局組織体制について

事務局

1 目的

- (1) 教育局における総務を統括する部の位置づけを明確化する。
- (2) いじめ等にかかわる訴訟対応を含め、教育委員会全体に関わる法務関係業務に対応する体制の強化を図る。

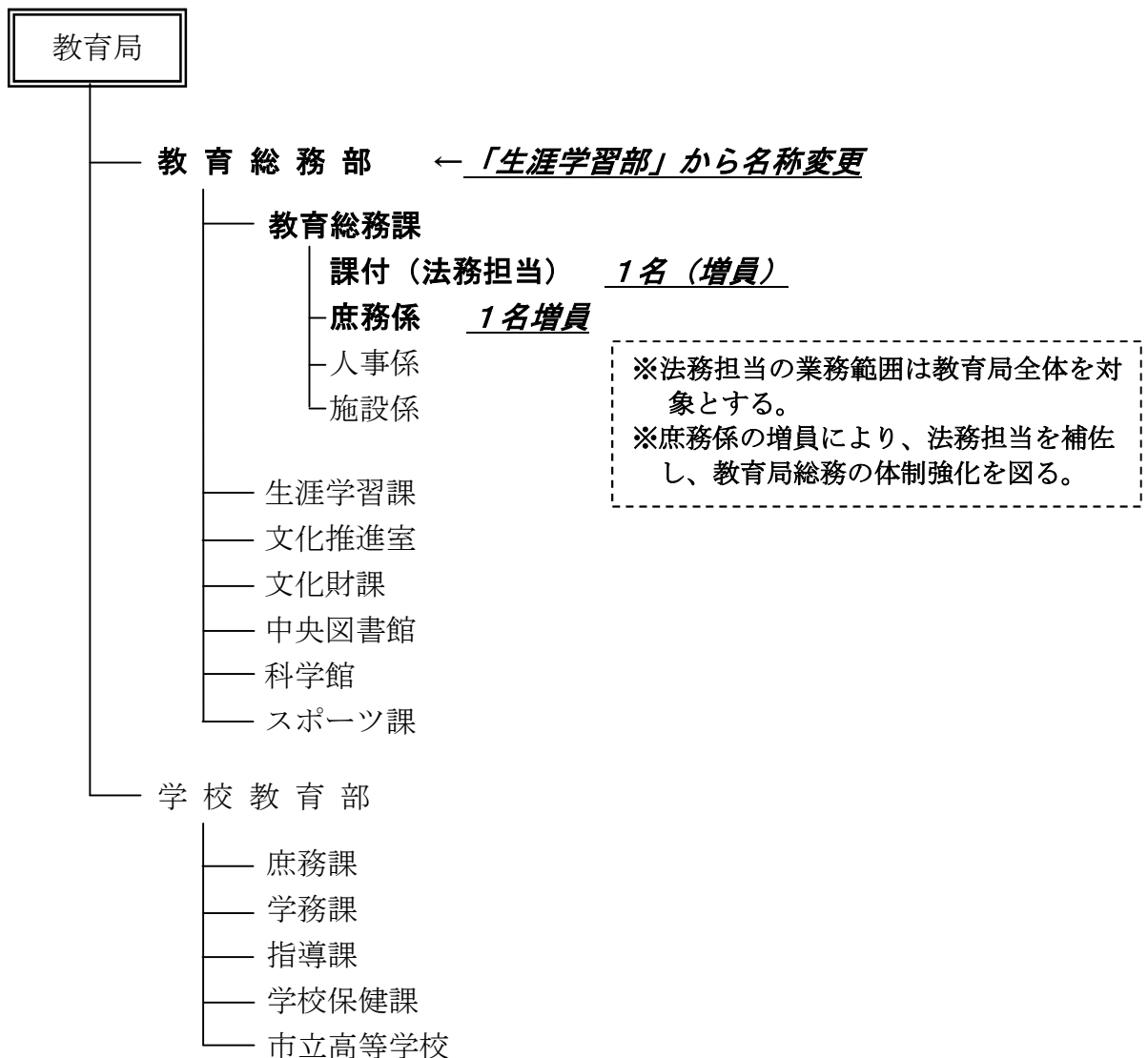
2 組織改正の内容

- (1) 生涯学習部の部名を「教育総務部」に変更する。
- (2) 教育総務課内に、課付として法務担当を置き、専任の職員1名を配置し、さらに庶務係に1名増員する。

3 改正期日

令和2年4月1日

4 改正後 組織体制



1 2月市議会定例会の概要について

川口市教育委員会

* 本資料は、教育委員会に係る令和元年12月市議会定例会の概要を要約し、とりまとめたものです。そのため、正式な会議録については、令和2年3月中に市議会が公開予定の会議録をご参照ください。

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(教育総務課)
<p><質問概要></p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>8 小・中学校体育館への空調機設置の計画について</p> <p>(1) 今後の方針について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(市長)</p> <p>A 小・中学校の体育館の空調機については、例年尋常ではない猛暑が続く中、安全・安心な学校活動を進めるうえで、整備の必要性を認識し、検討を重ねてきたところである。また、学校の体育館は、災害時には避難所として防災上重要な役割を果たしており、去る10月中旬の台風第19号の際には、市内83箇所の小・中・高等学校の体育館に8,000人以上の避難者を受け入れ、活用されたところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、私は、本市における学校体育館への空調機設置については、避難所としての機能確保が図られることにあわせ、夏季における部活動など、利用頻度が高く、設備を有効に活用できることから、全中学校26校の体育館に、令和2年度から3ヵ年をかけて整備を進めるべく計画しているところである。具体的には、令和2年度に、国の緊急防災・減災事業債を活用し、半数となる13校の実施設計を、さらに令和3年度は残る13校の実施設計を行い、それぞれ設計後翌年度の施工を予定している。</p> <p>なお、小学校については、財源の確保が大きな課題であるから、今後も国の動向を注視するとともに、中学校における使用状況や効果等を十分検証する中で検討していく。</p>	

<p>(2) L P ガス方式の導入について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 小・中学校の体育館については、大規模災害発生時において電気やガスなどの供給が遮断された場合、避難所としての機能確保が大きな課題となっている。このような中、議員ご提案のL P ガス方式による空調機については、災害発生時においても比較的エネルギーの確保がしやすいなどの特徴があり、本市の防災機能を高めるうえで大変有効なものと認識している。</p> <p>こうしたことから、今後、体育館への空調機の整備を進めるにあたっては、他市の事例も参考とし、設置や運用にかかる費用等を検証する中で、L P ガス方式の導入も視野に検討していく。</p>
<p>9 中学校夜間学級新校舎建設地における土壌調査について</p>	
<p>(1) 調査に至った経緯と調査内容について</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 中学校夜間学級の新校舎建設工事に先立ち、埼玉県生活環境保全条例に基づき、地歴調査を実施したところ、建設予定敷地内において土壌汚染の可能性がある埋設物があることが確認された。このことから、この度、土壌の状況について詳細に調査を行うものである。調査の内容としては、敷地内の47箇所について最大深度10メートルまでのサンプルを採取し、関係法令にもとづき、調査対象となる28物質の含有量等を調査・分析するものである。</p>
<p>(2) 以前の土地所有者の責任について ・当該敷地の埋設物に起因する土壌汚染について、以前の土地所有者に責任を問うことはできないのか</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 地歴調査の結果、当該敷地は昭和9年から昭和46年まで日本車輛製造株式会社蔵</p>

<p>(3) 新校舎の建設計画への影響について</p> <p>松本 幸恵 議員（共産）</p> <p>6 子どもに寄り添う教育の実現へ</p> <p>(4) 教職員の負担軽減をすすめること ウ 学校設備の改善を</p> <p>(イ) 職員室と教室をつなぐインターホンの設置を</p> <p>・職員室と教室をつなぐインターホンの設置について</p>	<p>工場が操業しており、昭和46年3月に日本住宅公団に売却されたものである。その後、日本住宅公団が校舎などの施設を建設し、昭和53年3月に市に土地と施設が有償譲渡された。以前の土地所有者に責任を問うことについては、現在のところ、当該敷地の埋設土に土壤汚染の可能性のある埋設物が混在された経緯が不明であり、原因者が特定できないことから、難しいものと考えている。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 現在、土壌調査の実施に向けて準備を進めているところであり、今後、できるだけ早く調査を進め、その結果に基づき、必要な対策を講じたうえで建設工事に着手する。建設工事の完了は、当初令和3年2月を予定していたが、およそ1年程度の延期と見込まれる。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 議員ご指摘の職員室と教室をつなぐインターホンについては、各学校の状況に応じて設置しているところである。今後についても、各学校からの要望に基づき、必要性を考慮し設置していく考えである。</p>
---	--

<p>関 由紀夫 議員 (公明)</p> <p>8 防災対策について</p> <p>(5) 学校体育館への空調機の設置について</p>	<p>(市長)</p> <p>A 小・中学校の体育館は、学校活動の場としてだけでなく、災害時には避難所として防災上重要な役割を果たしており、去る10月中旬の台風第19号の際には、市内83箇所の小・中・高等学校の体育館に約8,000人以上の避難者を受け入れ、活用されたところである。</p> <p>こうしたことから、私は、本市における学校体育館への空調機設置について、避難所としての機能確保が図られることにあわせ、夏季における部活動など、利用頻度が高く、設備を有効に活用できることを考慮し、全中学校26校の体育館に整備を進めるべく計画しているところである。令和2年度から実施設計に着手し、国の緊急防災・減災事業債も活用しながら、3カ年をかけて整備を進めていく予定である。</p> <p>なお、小学校については、財源の確保が大きな課題であることから、今後も国の動向を注視するとともに、中学校における使用状況や効果等を十分検証する中で検討していく。</p>
<p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>4 水泳王国川口！の復活に向けて</p> <p>(2) 中学校水泳部の練習環境について</p> <p>・中学校のプールを室内化し、練習環境を整えることについて</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 中学校のプールの室内化については、練習環境の改善につながるものと考えられるが、整備にあたっては、多額の建設費や維持</p>

<p>濱田 義彦 議員（自民）</p> <p>4 荒川河川敷における台風第19号で冠水した市関連施設の状況と復旧について</p> <p>(1) 西中学校・南中学校・舟戸小学校の堤外グラウンドについて</p> <p>ア 被害の状況と復旧について</p> <p>5 川口市の防災について</p> <p>(2) LPガス災害バルク等の導入について</p> <p>ア 小・中学校体育館への空調装置設置時に合わせた導入について</p>	<p>管理費など様々な課題がある。こうしたことから、今後、これらの課題を踏まえ、他市の事例等も参考にしながら、設置の可能性について調査研究していく。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 西中学校、南中学校及び舟戸小学校については、荒川の増水によりグラウンド全面が浸水し、表土が全体的に流された上に汚泥が流入し堆積しており、利用ができない状況である。現在のところ、復旧の時期は未定であるが、学校施設を管轄する文部科学省の災害復旧事業に関連し、県と協議を進めているところであり、今後、一日も早く利用が開始できるよう復旧工事を実施していく。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 小・中学校の体育館は、災害発生時の避難場所となることから、大規模災害発生時において電気やガスなどの供給が遮断された場合の電源確保が大きな課題になっているところである。議員ご提案のLPガス災害バルクは、災害発生時においても比較的エネルギーの確保がしやすいことから、発電装置を備えた空調機と合わせて導入することによ</p>
---	---

<p>船津 由徳 議員（自民）</p> <p>1 防災について</p> <p>(3) 避難所となる小・中学校の体育館について</p> <p>ア 雨漏りへの対応について</p> <p>・台風第19号にかかる被害状況と補修等の対策について</p> <p>イ トイレの洋式化と多目的トイレの設置について</p>	<p>り、避難所における空調機脳の維持や電源確保の観点から有効なものと認識している。こうしたことから、今後、学校体育館への空調機設置の検討を進めるにあたり、施設整備や運用費用等を検証する中で、LPガス災害バルク等の導入も視野に入れ、検討していく。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 台風第19号の影響による小・中学校体育館における雨漏りについては、小学校22校、中学校15校で被害が確認されている。</p> <p>対策としては、軽微なものについては、順次修繕にて対応したところである。また、大規模な防水工事等が必要な学校については、現在、応急的に防水措置を講じているところであり、今後、関係部局と協議し、計画的に改修工事を実施していく。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 小・中学校の体育館のトイレについては、小学校52校中48校に設置され、そのうち洋式トイレは44校に、中学校は26校中22校に設置され、そのうち洋式トイレは20校に設置されている。また、多目的トイレについては、現在小学校8校に設置している。今後の体育館のトイレの洋式化や多目的トイレの設置については、必要なスペースの確保などの課題もあることから、大規模改修や改築の機会をとらえ、設置に向けて取組ん</p>
---	---

でいく。

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(生涯学習課)
<p><質問概要></p> <p>濱田 義彦 議員 (自民)</p> <p>5 川口市の防災について (2)LP ガス災害バルク等の導入について イ 公民館など建替え時の導入について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 公民館については、内水氾濫時に一時避難所となることから、議員提案のLPガス災害バルクと合わせ発電機を設置することにより、災害時に停電が発生しても電源が確保されるなど有効なものと認識している。</p> <p>しかしながら、設備の導入時の費用や設置場所など課題もあることから、公民館建替え時の導入については、効果等を十分検証する中で研究していく。</p>	
<p>船津 由徳 議員 (自民)</p> <p>4 PTAの現状と今後について ・PTA活動における現状の認識と今後の対応について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A PTAについては、家庭や学校において教育に関し相互に理解を深め、児童生徒の健全な成長を図る上で、重要な役割を担っているところである。</p> <p>しかしながら、役員等に過重な負担が生じていることや、加入の際の意思確認の方法等に課題があることも認識しているところである。</p> <p>こうしたことから、本市としては、川口市PTA連合会や各学校PTAと連携を図り、実情に合った活動となるよう、求めに応じて指導・助言を行うとともに、必要な情報発信に努めていく。</p>	

<p>荻野 梓 議員 (自民)</p> <p>10 「ウェブベルマーク」の利用促進を</p> <p>・教育環境の整備に有効なウェブベルマークの制度の学校とPTAへの周知・啓発を</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A ウェブベルマークについては、インターネットで購入する際に専用サイトを経由することにより、個人が得るものとは別にポイントを寄付できる仕組みであり、学校において教育環境を整備する有効な手段であると認識している。</p> <p>しかしながら、議員ご指摘のとおり、現状は、学校やPTAには、あまり知られていないところである。</p> <p>こうしたことから、今後については、各学校やPTAに周知を行い、制度の浸透を図っていく。</p>
--	--

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(文化推進室)
<p><質問概要></p> <p>濱田 義彦 議員 (自民)</p> <p>1 川口市の教育について</p> <p>(3) 市外の学校部活動で活躍する子ども達に対する表彰について</p> <p>・表彰制度を広げ、文化芸術分野で優れた活動を行う市外の学校に通う児童生徒を表彰されたい。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 川口市青少年文化活動奨励賞は、現在、市内の小・中・高等学校に通う児童生徒を対象としている。</p> <p>本市としては、議員ご提案の通り、より多くの子どもたちの励みにしていただきたいと考えることから、今後は、本市在住で市外の学校に通う、文化芸術の分野で優れた活動を行っている児童生徒も対象とし、表彰が受けられる制度にしていく。</p>	

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(スポーツ課)
<p><質問概要></p> <p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>4 水泳王国川口！の復活に向けて (1) 元気な川口！健康寿命の長い川口！既存の水泳施設の活用について ・市内スポーツ施設の活用について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 水泳は、有酸素運動と筋力トレーニングのどちらの要素も兼ね備え、健康の保持増進に大変有効な運動であると認識している。</p> <p>スポーツ施設のプールについては、水中ウォーキングをはじめ、水泳初心者から上級者の方の個人利用や、地域の水泳クラブの定期利用にご利用いただいております、日常的な健康管理や泳力の向上を目指した方々に、施設を提供し活用いただいているところである。</p> <p>今後とも、利用者のニーズに対応し、施設の有効活用が図られるよう努めていく。</p>	
<p>稲垣 喜代久 議員 (自民)</p> <p>7 青木町公園の整備について (3) 周辺住民に配慮した陸上競技場の放送施設の改善について ・現在設置されているトランペット型スピーカーの改修を</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 青木町公園総合運動場陸上競技場の放送設備の使用にあたっては、現在設置しているトランペット型スピーカーが、音を拡散する特性を持っていることから、これまでも音量レベルを調節するなど、競技場周辺の住環境に及ぼす影響を極力抑制することに努めてきた。</p>	

<p>8 赤井少年サッカー場の管理棟と放送設備の更新について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟と放送設備の補修等について <p>濱田 義彦 議員（自民）</p> <p>4 荒川河川敷における台風第19号で冠水した市関連施設の状況と復旧について</p> <p>(2) 三領運動場・舟戸運動場・河原町フットサル場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況と復旧の見込みについて 	<p>今後については、周辺住環境に対する影響を考慮する観点から、より音の拡散を低減できる機能を有したスピーカーへの改修について、関係部局と協議を図りながら検討していく。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A スポーツ施設の補修等については、施設等の老朽化状況に応じて、関係部局と調整を図りながら適宜実施しているところである。</p> <p>赤井少年サッカー場の施設・設備については、現状を把握し補修等対応していく。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 三領運動場及び舟戸運動場については、グラウンドに土砂が堆積しており、施設の利用を休止している状況である。</p> <p>現在のところ復旧の時期は未定であるが、三領運動場は国土交通省、また、舟戸運動場は文部科学省の災害復旧事業に関連し、県と協議を進めているところであり、今後、早期に再開ができるよう復旧工事を実施していく。</p> <p>なお、河原町フットサル場については、12月7日に利用を再開したところである。</p>
--	---

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(庶務課)
<p><質問概要></p> <p>幡野 茂 議員 (公明)</p> <p>3 奨学資金貸付制度について 所得制限の緩和と貸付金額の増額について</p> <p>松本 幸恵 議員 (共産)</p> <p>6 子どもに寄り添う教育の実現へ (2) 学校配当予算の抜本的拡充を イ 抜本的に学校配当予算の増額を</p> <p>(3) 学校図書館の充実を イ 図書の整備・充実を</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 本市の奨学資金貸付制度については、市県民税課税標準額の合計額が200万円未満である世帯を対象としており、入学一時金については、私立大学では50万円を貸付上限額としている。</p> <p>現在、大学等の高等教育を受ける環境は、国による無償化が開始されるなど、大きく変化しており、本市の制度についても、適時、見直しを図っていくことが必要であると考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校配当予算については、限られた財源の中で、大幅な増額は難しいところであるが、毎年、増額できるよう、予算の確保に努めている。引き続き、保護者負担の軽減が図られるよう、取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 限られた財源の中ではあるが、図書費を含めた学校配当の増額に努めるとともに、良質な内容で図書標準を達成するべく、蔵書の計画的な更新と廃棄や、図書費の適切な執行について、市立学校長会議や研修会を通じ、引き続き指導していく。</p>	

<p>(4) 教職員の負担軽減をすすめること</p> <p>ウ 学校設備の改善を</p> <p>(ア) 各学校への留守番電話の設置を ・夜間・休日に学校での電話対応をしなくても良いように、留守番電話の設置を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校の夜間・休日における電話対応の教職員の負担については、近隣市の多くで音声ガイダンスを流す装置を設置することで軽減を図っていることが確認されている。</p> <p>本市においても、すでに各小・中学校から要望があがっており、現在、設置に向けての下準備として、各学校の電話設備について確認しているところである。</p>
<p>関 由紀夫 議員 (公明)</p> <p>4 環境保護・温暖化防止対策について</p> <p>(3) 川口市立高校のグラウンドや野球場は天然芝で施工すべきではないか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市立高等学校のグラウンドについては、人工芝を使用し、第2校地の野球場については、内野は、黒土と砂の混合土を、外野については、砂と粒度調整した緑泥片岩の混合土を使用する予定である。</p> <p>議員提案の天然芝については、環境面での効果は期待できるものの、グラウンドの利用日数や、年間の維持費の面から、現在の計画による整備が望ましいものと考えている。</p>
<p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>4 水泳王国川口！の復活に向けて</p> <p>(3) 川口市立高等学校プールの室内化について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員提案の施設は、高校の水泳競技の強化が期待できるが、現在の計画からは大きな変更が必要となるところである。</p> <p>市立高等学校における部活動や体育活動は、現在、代替施設を利用しており、一日も早いグラウンドやアリーナ棟の完成を、生徒たちは待ち望んでいる。</p> <p>このことから、プールを屋内化することについては、施設の完成後に、運用状況などを検証し、限られた敷地での設置の可能性や財源などの課題について、研究していく。</p>

<p>船津 由徳 議員（自民）</p> <p>5 奨学資金の返還支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業へ就職した場合の返還支援について <p>（要望）</p> <p>本市の優秀な人材になっていただくため、早期に事業として定着させていきたい。</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 議員提案の市内中小企業に就職した場合の奨学資金の返還支援については、市内中小企業と市内の人材を結びつけ、市内中小企業の人材確保の手段となるものであるとともに、奨学資金を利用した若者の返還に対する負担を軽減するものでもあり、大変意義のあることと受け止めている。</p> <p>本市の将来に寄与する事業であると考えられることから、今後、実施に向けて、まずは試行段階から取り組んでいけるよう検討していく。</p>
---	--

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(学務課)
<p><質問概要></p> <p>松本 幸恵 議員 (共産)</p> <p>5 学校での緊急時の情報発信・連絡について</p> <p>(2)災害時の学校からの周知方法の改善を</p> <p>(3)学校の休校等の判断について</p> <p>6 子どもに寄り添う教育の実現へ</p> <p>(4)教職員の負担軽減をすすめること</p> <p>ア 教職員の出退勤管理について</p> <p>・教職員の長時間労働の実態 80時間以上の実人数と、在校時間調査の状況について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 緊急時において、複数の情報伝達の方法を整備する事は、重要であると考えている。今後は、川口市保護者緊急メールの他にも、各学校から必要な情報を伝達できる方法について、先進的な事例をもとに調査研究していく。</p> <p>(教育長)</p> <p>A これまで台風等による災害が予想される場合については、事前に各学校長あてに通知を発出し、台風に対する情報収集に努めるとともに、各学校や地域の実態を考慮して児童・生徒の登下校時の安全を最優先に対応するよう指示してきた。</p> <p>今後も学校の休校等の判断については、児童・生徒の安全を第一に考え、各地域の学校間や、校長会と市教育委員会との間で情報共有を図り、迅速な対応ができるよう的確に判断していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 4月から10月における教職員等在校時間調査の結果については、時間外在校時間の1か月あたりの平均は、小学校で41時間22分、中学校で47時間54分である。</p> <p>また、時間外在校時間が「月80時間以上」の教職員数は、小学校では5月が最も多く123人で、1校あたりの平均は2.97人、中学校では4月が最も多く143人で、1校</p>	

<p>(再質問) ・月の時間外在校時間が 80 時間以上の教職員が多く、常態化が懸念されるが、市教委としてどう改善していくのか。</p> <p>イ 教職員の適正な配置を (ア)教員の欠員が生じないよう隙間のない教員配置を保障すること</p> <p>(イ)小学校での外国語教育の完全実施に向けて英語専門の教員を各小学校に配置を</p>	<p>あたりの平均は5.57人である。</p> <p>(学校教育部長) A 教職員の負担軽減は、市として改善すべき喫緊の課題であると捉えている。これまでも時間外在校時間の削減を目指して、校務支援パソコンの導入や部活動指針の策定等、様々な環境整備に努めてきた。</p> <p>本市として、業務の一層の効率化を図るとともに加配教員の増員について県教育委員会に働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長) A 年度途中の代替教員や欠員補充の教員を配置できないことは、教育活動に支障をきたすだけでなく、教職員の負担も増えると同認識している。</p> <p>現在、候補者を確保するために教員免許が取得できる大学の訪問や募集ポスターの掲示依頼等を積極的に行っている。</p> <p>全県的には候補者が不足している現状であるが、県教育委員会とも連携を図りながら候補者を確保し、一日でも早く代替教員や欠員補充の教員を配置できるよう努めていく。</p> <p>(学校教育部長) A 現在、県教育委員会から英語専科の加配教員として、小学校教員免許と中学校英語教員免許を持っている者を配置している。</p> <p>このことにより、学級担任やALTと連携した魅力的な授業を通して児童の学習意欲や英語力の向上に努めているところである。</p> <p>英語専科教員の増員については、県教育委員会の加配となることから、今後も働きかけていく。</p>
--	--

<p>(㊦)日本語指導教室の教員スタッフの増員を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市においても外国人児童生徒が増加しており、日本語指導を必要とする児童生徒への支援が重要であることは認識している。</p> <p>現在本市では「日本語指導加配」として、36名の教員を28校に配置しているとともに、市独自のアシスタントティーチャーによる日本語指導の補助や教育研究所での日本語指導教室、拠点校方式の巡回指導を実施し、日本語指導を充実させているところである。</p> <p>今後も国の動向を注視しながら、よりよい日本語指導体制を構築できるよう、検討を進めていく。</p>
<p>(㊧)養護教諭の複数配置を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒の健康や心と向き合う養護教諭の役割は、大変重要であると認識している。</p> <p>養護教諭の定数については、県教育委員会が定める教職員配当基準に基づいており、小学校は児童数851人以上、中学校は生徒数801人以上の学校に複数配置されている。</p> <p>今後も機会を捉え、養護教諭の複数配置拡充について働きかけていく。</p>
<p>エ 「変形労働時間制」は導入しないよう国に意見すること</p> <p>・教員の定数増で長時間労働が是正され、一人一人に向き合える時間が取れる学校となるよう意見をあげてほしい。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教職員の働き方改革を推進し、負担軽減を図ることは、喫緊の課題であると認識している。</p> <p>まずは、働き方が改善され負担軽減が図れるよう教職員の勤務時間管理を確実に行うとともに、加配等による教員増につきましては、県教育委員会に働きかけていくことから、変形労働時間制の導入については、国への意見を述べることは考えていない。</p>

<p>福森 悦子 議員 (公明)</p> <p>1 教育について (1)スクールロイヤーの拡充について</p> <p>2 子育て支援について (4) 放課後児童クラブでの夏休み中の昼食保管方法について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A スクールロイヤーの活用については、従来の法務相談に加え、今年度から学校に直接出向いたり、学校が直接相談したりする形式での運用も開始した。</p> <p>更に 11 月からは、担当弁護士が月 2 回教育研究所に常駐することにより、学校がより相談しやすい環境を整えたところである。今後も、学校の活用状況を精査しながら、学校が抱える様々な問題に対して効果的に活用できるよう努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 夏休み中等、気温が高い時期の昼食の保管方法については、課題の一つと捉えている。</p> <p>そのため、昼食の保管については、委託事業者へは、空調の効いたクラブ室内の涼しいところで保管するよう指導しているとともに、保護者の皆様へは、昼食を用意いただく際、保冷剤の活用や使用する食材等、各々においても配慮いただくようお願いしているところである。</p> <p>今後も、昼食の保管については、昨今の気候や各クラブ室の状況に合わせ、細心の注意を払うよう努めていく。</p>
<p>前田 亜希 議員 (自民)</p> <p>3 外国籍児童生徒の就学状況と就学に向けた支援について (1)本市における外国籍児童生徒の就学状況は</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市内在住の外国籍学齢児童生徒数については、令和元年 12 月 2 日現在、小学生が 1 6 7 1 人、中学生が 5 1 4 人である。</p>

<p>ア 市内に在住する学齢期の外国籍の方の人数</p>	<p>(学校教育部長)</p>
<p>イ 義務教育諸学校に通う人数</p>	<p>A 令和元年12月2日現在の義務教育諸学校に通う外国籍学齢児童生徒数については、小学生が1335人、中学生が409人である。</p>
<p>ウ 外国人学校等に通う人数</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和元年12月2日現在、本市における国内の外国人学校に通う外国籍学齢児童生徒数については、小学生が26人、中学生が11人である。</p>
<p>エ 就学状況が確認できていない人数</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和元年12月2日現在の就学状況が確認できていない外国籍学齢児童生徒数は、小学生が71人、中学生が23人である。</p>
<p>オ 就学は確認できるものの、不登校になっている人数</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和元年12月2日現在の不登校になっている外国籍学齢児童生徒数については、小学生が8人、中学生が20人である。</p>
<p>(2)外国籍児童生徒の就学に向けた支援について</p> <p>・本市では外国籍児童生徒に対してどのような就学に向けた支援を行っているか。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 外国籍の児童生徒の就学に向けた支援については、教育の機会を提供するよう努めていくことが重要であると認識している。</p> <p>通常は転入手続後に就学手続を行うこととなるが、就学手続きの完了が確認できない場合には、手続きを促す手紙の送付や学校職員による家庭訪問を行っている。さらに、教育委員会による実地調査も行うなどして、就学について働きかけているところである。</p> <p>今後も、学校及び関係各課と連携しながら</p>

<p>5 不登校の学齢生徒に対する夜間中学への受け入れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間であれば通えるという不登校生徒を夜間中学で受け入れることで学びを保障することはどうか。 <p>井上 薫 議員 (共産)</p> <p>2 障害を持つ方や介助をする方々にやさしい市政を</p> <p>(3)肢体不自由児も学べる市立特別支援学校を</p> <p>濱田 義彦 議員 (自民)</p> <p>1 川口の教育について</p> <p>(4)学校運営協議会の予算編成について</p>	<p>ら、外国籍児童生徒の就学に向けた支援を充実していく。</p> <p>(教育長)</p> <p>A 不登校学齢生徒に学びの機会を提供することは、等しく教育を受ける権利を保障する上で大切であると考えている。</p> <p>現在は、不登校生徒の学校への復帰を目指し、教育研究所の適応指導教室をはじめ、スクールソーシャルワーカーによる家庭との連携や電話相談等を行っている。</p> <p>夜間中学での不登校生徒の受け入れについては、教育課程の違いから在籍している学校へのスムーズな復帰を含め、様々な課題があることから、今後の課題の一つとして捉え調査、研究に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 肢体不自由の特別支援学校が市内に設置されることにより、児童・生徒の遠距離通学の負担が軽減されることは認識している。</p> <p>しかしながら、肢体不自由児が学べる市立の特別支援学校の設置については、予算や適した用地の確保、また専門性を有した教職員の確保など多くの課題があるため、難しい状況であると考えている。</p> <p>引き続き、肢体不自由児が学べる県立の特別支援学校を本市に設置することについて県教育委員会に働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校運営協議会の予算については、地域とともにある学校づくりの更なる推進のため、より効果的な予算編成を行うことが必要</p>
---	--

<p>・学校運営協議会の予算をより効果的に編成するよう工夫したほうがよいのではないか。</p> <p>荻野 梓 議員(自民)</p> <p>5 市立の肢体不自由特別支援学校の設置を</p> <p>(要望)</p> <p>本校ができれば、災害時には福祉避難所としての機能も期待できるのではと思われる。市立でも県立でも構わないので、ぜひ設置に向け、一歩進めていただけたらと強く要望する。</p>	<p>であると受け止めている。</p> <p>今後、コミュニティ・スクールである学校運営協議会対象学校を増やしていく中で、各協議会において充実した取組を推進できるよう、学校、地域の実情や課題、予算の運用状況等について分析や把握に努めるとともに、より活用しやすい予算編成に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市に肢体不自由の特別支援学校が設置されることは、通学の利便性が増すとともに保護者の負担軽減にもつながると認識している。</p> <p>しかしながら、市独自で市立の肢体不自由の特別支援学校の設置については、予算や用地、専門性を有した教職員の確保など、多くの課題があり、難しい状況であると考えている。</p> <p>このことから、先日も県教育委員会担当職員との打合せの中で、県立の肢体不自由の特別支援学校の設置について要請したが、引き続き県教育委員会に働きかけていく。</p>
---	--

<p>坂本 だいすけ 議員（無所属）</p> <p>2 魅力ある「教育の町川口」をめざして 中高一貫校の設置について (1) 附属中学校の設置経過について</p> <p>(2) 準備の進捗状況と担当スタッフについて</p>	<p>（教育長）</p> <p>A 中高一貫の教育については、平成23年「川口市立高等学校在り方審議会」において、検討され、その意義や必要性が認められたものである。また、本市では、市内小学6年生の約500人が市外の私立や国立の中学校等に進学している状況が続いており、川口の子供達が近隣の都市に流出していることを重く受け止めている。この現状を改善したいという切実な願いから、地元川口において、中高6年間を一貫した指導のもと、大切に育てていくことが重要であると捉えている。</p> <p>このため、中高一貫校設置が急務と考え、平成29年4月教育局で検討を開始し、平成30年4月に川口市立高等学校内に中高一貫校開設準備部会を設置したところである。</p> <p>また、平成31年2月に第2回教育委員会において、「(仮称)川口市立高等学校附属中学校設置に係る方針について」が議決され、令和元年9月定例会で「川口市立学校設置条例の一部を改正する条例」が正式に可決に至っている。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 平成30年4月から、中高一貫校開設のための組織「中高一貫校開設準備部会」を川口市立高等学校内に設置している。この検討組織は、川口市立高等学校内の管理職及び高校教諭6名と市教育局担当者4名で、6年間にわたる中高一貫校の教育内容や選考方法・施設活用計画等について、週1回程度、検討を重ねている。</p>
---	--

<p>(3) 開設準備委員会などの設置は</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度、PTA連合会会長・上青木地区連合町会長・市内校長会代表の方々・市立高校関係者、さらに有識者など、幅広い関係者による13名で、中高一貫校開設準備連絡会を設置し、5月・7月・10月の3回にわたり、中高一貫校についての様々なご意見をいただいている。</p>
<p>(4) 生徒確保はどのようになると期待しているのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 11月9日に実施した学校説明会では、市内在住の小学5年生と保護者、約1,800人の方々にご来場いただいた。また、12月14日実施の学校説明会は、市内在住の小学5年生以下のすべての児童と保護者及び一般の方にも対象を広げ、すでに定員が一杯になったところである。</p> <p>このことから、生徒確保については、説明会に参加した児童をはじめ、希望に満ち溢れた多くの児童が希望することを期待している。</p>
<p>(5) 生徒確保にどのような努力が必要と考えているか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市内初となる中高一貫校については、何よりも教育内容を充実させること、そして、市民の皆様にもその魅力を発信していくことが、生徒の確保につながるものと捉えている。そのためには、中高一貫教育の利点の一つである、中高6年間を見通した、計画的・継続的な教育課程の編成及び実施とともに、特色ある教育活動を進めていくことが必要である。また、その内容を多くの市民の皆様に伝えるために、ウェブサイトをはじめ、広報誌、パンフレット等で広く丁寧に周知を図るとともに、次年度についても、学校説明会を複数回実施する計画である。</p>

<p>(再質問)</p> <p>・設置にあたって、義務教育はどのように進めていく考えか。</p> <p>(要望)</p> <p>・市内全体の義務教育が附属中学校以上に充実しているといわれることは、市民の納得、信頼が得られているということ。それが川口の教育を更に発展させていくものと思う。附属中学校を設置したことによって義務教育が停滞したといわれないよう両者の充実に尽力をお願いする。</p> <p>3 魅力ある「教育の町川口」をめざして 市立高等学校の教員配置と義務教育教員の配置について</p> <p>(2)教員の総人数と本採用と臨時的任用教員との内訳は</p> <p>(3)学力面、部活動面、進路指導面のオソリティ人材の確保について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市立高等学校は、本市教育のリーディング校を目指しており、これから開校する附属中学校もその役割を担えるよう進めるとともに、現、市立小・中学校においても、さらに教育の質を高め、川口の教育全体の充実・発展へつなげていく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和元年11月1日現在、川口市立高等学校全日制の教員の総人数は、129名である。教員の内訳については、本採用教員が85名、臨時的任用教員27名、非常勤講師17名である。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A グローバル教育の推進のため、英語を母国語とするCIRと呼ばれる国際交流員をはじめ、理数の分野で専門的知識や技能を備えた非常勤講師を配置しており、生徒の学力向上につなげている。</p> <p>また、部活動においては、12の部に対し、外部指導者を配置し、専門的な指導を生徒に提供している。</p>
--	---

<p>(4)義務教育出身の教員について</p>	<p>さらに、進路指導については、非常勤の進路カウンセラーを配置し、生徒の発達の段階に沿ったきめ細やかな進路指導を行っている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和元年度の川口市立高等学校における中学校出身の教員については、20名在籍しており、教員全体の中で、15.5%である。現在、市立中学校から高等学校への人事交流は積極的に行われているが、高等学校から中学校への人事交流については課題となっている。</p> <p>高等学校から中学校への交流については、制度の運用に努めるとともに、互いの教育をより深く理解し、よさを十分に生かすことができるよう、努めていく。</p>
<p>(5)高校の教員と義務教育出身の教員の関係性について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校内での高校学校の教員と中学校出身の教員の関係性については、互いの立場やよさを理解し合い、川口市立高等学校の学校教育目標を実現させるために、協力して教育活動を行っていくことが重要であると考えている。</p> <p>そのために、校務分掌においては、それぞれのよさを発揮できるように、校長が適材適所で人材を配置するなどして、環境や体制を整えているところである。今後も、教職員が一丸となって教育活動に邁進し、生徒への教育活動の更なる充実に資することができるよう、川口市立高等学校を支援していく。</p>
<p>(7)高等学校の人事について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市立高等学校は、文武両道を理念に、未来を創るための人間力を培う教育の実</p>

<p>(8)義務教育の現状について</p> <p>5 魅力ある「教育の町川口」をめざして 御代替わりにかかわる教育について (4)10月22日の祝日の具体的指導について</p> <p>・即位礼正殿の儀の祝日に際し、学校に対して、どのような指導を行ったのか。</p>	<p>践を通して、物事に対して正面から立ち向かうことのできるたくましい生徒の育成を目指している。その具現化のためには、生徒の育成に直接関わる教職員人事は重要な役割を担っていると認識している。</p> <p>今後も県教育委員会と連携を図り、県立高等学校との人事異動を積極的にとり進めるとともに、「さいたま市、川越市、川口市の3市における市立高等学校の教員人事交流」制度の活用をはじめ、中学校との人事交流、非常勤講師の採用等を通して、優秀な教員の確保に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の小・中学校においては、学力・徳力・体力・生徒指導における課題があると認識しており、これらの課題全ての根幹にあるものは「教師と子どもの信頼関係」であり、信頼関係づくりが全ての第一歩と捉えている。</p> <p>子どもとの信頼関係を築くことのできる優秀な教員を育成し、市内小・中学校にバランスよく配置し、それらの教員が周囲の教員と融合し合うことで、学校全体の教育力を向上させ、様々な課題の解決に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 10月22日の祝日に際する指導内容については、文部科学省及び県教育委員会からの通知にもとづき、市立小、中、高等学校、幼稚園81校園に対し、国旗掲揚による祝意奉表の協力依頼をするとともに、学校の施設設備等における安全管理の徹底についても指導したところである。</p>
--	--

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(指導課)
<p><質問概要></p> <p>松本 幸恵 議員 (共産)</p> <p>6 子どもに寄り添う教育の実現へ (1) いじめ問題に取り組む市の姿勢について ア 教職員が1人で抱え込まず組織でいじめを把握するための体制の構築を</p> <p>イ 関係者の心のケアを</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A いじめの問題については、特定の教員が抱え込むことのないよう、管理職やいじめ対応教員等を中心に、いじめの早期発見・早期対応、早期解消に向け、組織的に対応してきた。</p> <p>具体的には、生徒指導部会や教育相談部会での情報共有・行動連携、「いじめ発見チェックリスト」の積極的活用、実践的な校内研修の実施等、組織が円滑に機能するよう指導・助言している。</p> <p>今後も、いつでも、どこでも、誰にでも相談できる組織体制の構築が図られるよう、生徒指導訪問や学校訪問を通して支援していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 各学校では、担任以外の相談先として、スクールカウンセラーや教育相談支援員を配置し、日々、情報の共有や行動連携を図り、丁寧に対応してきた。</p> <p>また、生徒・保護者がいつでも相談できるよう相談室の環境を整えたり、状況に応じて医療や福祉等専門機関を紹介するなど、相談者のニーズに対応ができるよう努めてきた。</p> <p>今後は、相談体制の更なる充実を目指すとともに、子ども一人一人と教員との更なる信頼関係づくりに向けて、積極的に取り組んでいく。</p>	

<p>ウ 市教委の対応について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 報告書での提言を踏まえ、生徒指導担当指導主事による学校訪問での指導・助言や、管理職や教員対象の研修会の開催、関係諸機関との連携など、常に学校と協議を重ねながら支援をしている。</p> <p>また、学校から教育委員会へ様々な報告の中で、いじめに発展しそうな芽に気づいた時は、担当指導主事が迷わず学校に足を運び、状況の把握や迅速な対応について指導・助言を行うなど、学校と連携しながら組織的な対応を行っている。</p> <p>引き続き、いじめ防止対策推進法に則り、被害児童生徒や保護者に寄り添った丁寧な対応をするなど、学校と一体となった取組を鋭意推進していく。</p>
<p>(2) 学校配当予算の抜本的拡充を ア 保護者負担軽減の取り組みの現状は</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教材費等の保護者負担軽減の現状については、各学校に教材の精選や既存備品の利活用等の見直しを周知することで、負担軽減に向け、努めているところである。</p> <p>令和元年6月に行った調査によると、平成30年度に保護者が負担した給食費、教材費、校外学習費等の平均額の合計で、小学校で61,307円、中学校で81,896円であった。平成29年と比較して、小学校については60円、中学校については375円の減となっている。</p>
<p>(3) 学校図書館の充実を ア 学校図書館司書の1人1校配置を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校図書館司書配置事業については、平成28年度から計画的に配置を進め、当初の計画よりも早く、1人2校兼務での全校配置を実現したところである。</p> <p>このことにより、学校図書館の整備が進</p>

<p>(再質問)</p> <p>1 人一校配置について、今後、調査・研究していく。という答えだったが、今はもうその調査・研究をしているという段階ではすでにないと思う。</p> <p>是非、1 人一校配置、早急に取り組むべきと考える。</p> <p>改めて答弁を求めたい。</p> <p>7 子どもの貧困対策の推進を</p> <p>(2) 就学援助について</p> <p>ア ステイグマの解消のために申請書の全員配布・全員回収を</p> <p>イ 就学援助の適用と補助項目の拡大を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準を、現行の「生活保護基準の1.3倍未満」から引き上げること ・支給項目にクラブ活動費、PTA会費などを追加すること 	<p>み、学習活動の充実や読書活動の推進など、成果が現れている。</p> <p>議員指摘の1人1校の全校配置については、今後、調査・研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市では、本年度より、兼務ではあるが学校図書館司書の全校配置を実現することができた。</p> <p>議員指摘の1人一校配置については、成果の検証や他市の状況も含め、引き続き調査・研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、就学援助の申請については、就学援助新規申込書の他に、口座振替依頼書、個人情報確認同意書、委任状の合計4枚を必要としているため、児童及び生徒全員に配布及び回収することは、難しいものと考えている。</p> <p>しかしながら、真に必要とする世帯に対し、適切な援助を行なうことは大切であることから、今後も、より申請しやすい環境を整えるべく、調査研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 就学援助制度については、限りある財源の中で、現行の認定基準の堅持を何よりも優先した制度運営をすすめていることから、さらなる基準の緩和や、支給項目の拡充は難しいものと考えている。</p> <p>今後も、より充実した制度のあり方について、調査研究していく。</p>
---	--

<p>(要望)</p> <p>文科省の調査によると、25.3%の自治体が申請書の全員配布を行っている。申請漏れをなくすためにも必要な手立てである。ぜひ、検討をお願いしたい。</p> <p>関 由紀夫 議員 (公明)</p> <p>5 中高一貫校がユネスコスクールに加盟することについて</p> <p>6 市立高校にラグビー部の創設を求める (PART 2)</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 「持続可能な開発のための教育」の拠点となるユネスコスクールの取組は、加盟する世界中の学校との交流を通じて、現代社会の課題解決に向けて行動を起こす力を身に付けた、グローバル人材の育成にもつながるものであると認識している。</p> <p>中高一貫校のユネスコスクール加盟については、現在、令和3年4月の開校に向けて準備を進めていることから、川口市立高等学校中高一貫校開設準備部会あて、ユネスコスクールに関する「持続可能な開発のための教育」という文部科学省の冊子をもとに、情報提供を行っていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 旧市立高等学校3校が統合された川口市立高等学校は、3校それぞれの伝統を引き継ぎ開校した。そのため、現在運動部が23、文化部が20の併せて43の部があり、近隣の公立高等学校と比較しても、部活動の数は多いと認識している。</p> <p>ラグビー部の新設については、指導者、活動場所の確保等、課題もあり、来年度の設置は難しいところであるが、生徒の声に耳を傾けながら、学校長を中心に教職員と共に検討する事項の一つであると受け止めている。</p>
--	---

<p>福森 悦子 議員 (公明)</p> <p>1 教育について</p> <p>(2) 赤ちゃんふれあい体験について</p> <p>ア 開催された実施例について</p> <p>イ 今後の取り組みについて</p> <p>(要望)</p> <p>赤ちゃんふれあい体験を小・中学校に更に広げてほしい。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 赤ちゃんふれあい体験については、芝小学校在、総合的な学習の時間において道徳科との関連を図りながら実施している。</p> <p>6年生の児童が母親から育児の喜びや大変さについて話を聞き、赤ちゃんをだっこすることを通して、自身の未来像を描きながら、生命尊重や思いやりの心を育んでいる。</p> <p>また、戸塚南小学校では、6年生の児童が赤ちゃんふれあい体験で実感した赤ちゃんへの家族の愛情を、自身の生い立ちにも重ねることで、家族に対する感謝の気持ちを持ち、自己肯定感を高めることにもつなげているとの報告を受けているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 赤ちゃんふれあい体験は、児童生徒が、命の大切さを学び、生命尊重や人を思いやる心を育むことができる大変有意義な実践であると考えている。</p> <p>今後は、県教育委員会が推進する「親の学習」プログラムを活用した、子育て等の理解を図る「親になるための学習」との関連も図りながら、赤ちゃんふれあい体験の成果を学校訪問や教職員研修会を通じて広げ、実践につなげるよう努めていく。</p>
---	---

<p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>2 交通安全を考える (2) 学校における交通安全教育について</p> <p>5 ゴルフで川口を元気に！ (1) 小学校の授業にスナッグゴルフを取り入れることについて</p> <p>(要望)</p> <p>日本ゴルフ財団からも、助成金等がでることなので、ぜひ、スナッグゴルフを小学校の授業に取り入れるよう検討してほしい。</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 市内で発生した児童生徒の交通死亡事故を重く受け止め、学校・家庭における交通安全教育をさらに推進していくことは極めて重要であると捉えている。</p> <p>各学校では、「川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づいて、交通安全教育を児童生徒や保護者に対して指導・啓発を行っている。</p> <p>今回の事故を受け、地域の代表である学校運営協議会等による交通安全対策に関する家庭や地域への働きかけを行った学校もある。</p> <p>今後は、学校での交通安全教育の充実と共に、各家庭における交通安全教育がさらに推進されるよう保護者会や学校だよりを活用して情報の提供を行っていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員提案のスナッグゴルフは、小学生も含めた初心者がゴルフの基本を学ぶために開発され、ゴルフの入り口として非常に有効なスポーツであると聞き及んでいる。</p> <p>小学校においては、児童の興味関心を追求する特別活動の中のクラブ活動として扱うことも考えられる。このことから、スナッグゴルフについて、教職員研修等を通じて、紹介していきたい。</p>
---	--

<p>(2) 川口市立高等学校にゴルフ部を新設することについて</p> <p>前田 亜希 議員 (自民)</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 生涯スポーツとして愛好者の多いゴルフは、来年開催される東京オリンピックにおいても、本県での開催が決まっており、注目度の高いスポーツであることは認識している。</p> <p>ゴルフ部の新設については、指導者、活動場所の確保、また高等学校体育連盟未加盟競技である等、課題もあり、現状での設置は難しいと考えられるが、川口市立高等学校へは、ゴルフ部の運営に関する参考資料等について情報提供していく。</p>
<p>3 外国籍児童生徒の就学状況と就学に向けた支援について</p> <p>(3) 外国籍児童生徒の誰もが学校へ通えることを目指した指導について</p> <p>井上 薫 議員 (共産)</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 岐阜県可児市の「初期適応指導教室」の取り組みは、来日間もない外国籍児童生徒が、日本の学校生活へ円滑に適応するために、大変有効な取り組みであると認識している。</p> <p>本市においては、現在、教育研究所・拠点校・日本語指導教員加配校での日本語指導教室において語学習得を中心とした指導を行っている。</p> <p>今後は、先進的な他市の取り組みを参考にし、日本語習得はもとより学校生活への適応指導も充実させ、外国籍児童生徒の誰もが安心して学校へ通うことのできる、よりよい支援体制について検討していく。</p>
<p>2 障害を持つ方や介助をする方々にやさしい市政を</p> <p>(4) 全ての小中学校に特別支援学級の設置を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 特別支援学級の設置については、集団生活の観点から、1学級あたりの児童生徒を確保できる拠点校方式を採用し、設置率50パーセントを目指して進めているところであ</p>

<p>濱田 義彦 議員（自民）</p> <p>1 川口市の教育について</p> <p>(1) 川口市立高等学校について</p> <p>ア 川口市立高等学校の特色を活かした学習指導について</p> <p>イ 文武両道を目指す文理スポーツコースについて</p> <p>ウ 来年度こそ！ラグビー部の創設を！新しい部活動について</p>	<p>る。</p> <p>特別支援学級の設置率の向上については、今後対象となる児童生徒数の推移や通学距離の適正化を勘案しながら調査研究していく。</p> <p>（教育長）</p> <p>A 川口市立高等学校では、2020年度以降大幅に変わる大学入試に対応する力の育成をふまえた学習指導に鋭意取り組んでいるところである。</p> <p>理数科では、校外宿泊研修、普通科では、土曜講習や特進クラスの勉強合宿などを実施している。また、市独自で配置した英語を母国語とする7名の外国人教員による指導や平日夜9時まで土日も開放しているラーニングcommonsでの自主学習をはじめ、それを支援する大学生チューターを配置し、これらを支援する環境整備を進め、さらなる学力向上を図れるよう努めているところである。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 文理スポーツコースでは、2年次からの進路希望先に応じた科目選択や土曜授業の実施、進路目標に応じた授業選択、部活動など、文化、スポーツともに成果を残しており、文武両道の理念を実現するよう努めている。</p> <p>今後も、文理スポーツコースの在り方については十分に検証しながら、川口のリーディング校として地域から支持される学校となるよう、教育活動を進めていく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 旧市立高等学校3校が統合された川口市立高等学校は、3校それぞれの伝統を引き</p>
--	--

<p>(2) ストレスを抱える子ども達に対する支援について</p> <p>4 荒川河川敷における台風第19号で冠水した市関連施設の状況と復旧について</p> <p>(1) 西中学校・南中学校・舟戸小学校の堤外グラウンドについて</p> <p>イ 授業と部活動の影響について</p>	<p>継ぎ開校した。そのため、現在運動部が23、文化部が20の併せて43の部活動があり、近隣の公立高等学校と比較しても、部活動の数は多いと認識している。</p> <p>ラグビー部の新設については、指導者、活動場所の確保等、課題もあり、来年度の設置は難しいところであるが、生徒の声に耳を傾けながら、学校長を中心に教職員と共に検討する事項の一つであると受け止めている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘の通り、児童生徒が抱えるストレスの原因には学校や家庭、人間関係などの諸問題など、様々な要因が関係していると捉えている。</p> <p>本市では、自尊感情を育み、日常での生活で直面する様々な問題に対し、効果的に対処・行動ができる事を目的としたライフスキル川口を、全校で取り組む中、プログラムの1つとして、ストレスの対処について子どもたちは学習している。</p> <p>また、学校での支援が困難なストレスを抱える児童生徒については、教育研究所や医療、関係部局など、関係各機関との連携を図りながら対応していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 堤外グラウンドが使用できないため、授業については、現在体育館及び堤内グラウンドにて行っている状況である。中学校の部活動については、堤内グラウンドや近隣の小学校を借用し、活動している。</p> <p>今後も、堤外グラウンドが復旧・使用可能になるまでの間、年間指導計画における単元計画の入れ替えを行うなど、児童生徒の活動が確保できるよう支援していく。</p>
--	---

<p>坂本 だいすけ 議員（無所属）</p> <p>1 魅力ある「教育の町川口」をめざして 義務教育の学力向上について</p> <p>(1) 全国学力学習状況調査の分析及びその指導について</p> <p>ア 今年度の調査の分析について</p> <p>イ つまづきの傾向について</p> <p>ウ 指導法の改善について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度の調査結果については、小学校では国語において県平均・全国平均を上回り、算数ではほぼ同等の結果となり、学力向上の傾向が見られた。</p> <p>中学校では、国語・数学・英語の全教科において県平均・全国平均とほぼ同等か若干下回る結果となったが、これまでの調査に比べ全国・県との差は縮まってきている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度の川口市の調査結果からは、県や全国の結果と同様のつまづきが見られた。</p> <p>特に、国語では、問題の意図を捉えながら、根拠を明確にして自分の考えをまとめる問題、算数・数学でも資料から特徴や傾向を判断し、その理由を説明する問題などについて、無解答率が高い傾向にあった。</p> <p>これらのことから、本市児童生徒の課題としては、問題の意図を把握し、複数の資料や条件を踏まえながら、自分なりの考えをまとめる力を向上させることが、学力向上につながるものと捉えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市児童生徒の課題から、問題の意図を把握し、複数の資料や条件を踏まえながら、自分なりの考えをまとめる力を向上させることが、学力向上に必要な力であると捉えている。</p> <p>各学校では、得られた知識や技能を活用し課題解決を図ることや、その課題解決に向け話し合いを中心とした言語活動を工夫すること等を通し、児童生徒一人一人が達成感を得</p>
--	---

	<p>られるよう、指導法の改善に努めているところである。</p> <p>今後も、学校訪問や各教科の研修会を通し、指導助言に努めていく。</p>
<p>(2) 県の学力学習状況調査の分析及びその指導について</p> <p>ア 今年度の調査の分析について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度の川口市の調査結果も、学力の伸び、平均正答率ともに埼玉県とほぼ同等であった。</p> <p>小学校では、全学年で国語が県正答率を上回り、6年生の算数で4年生からの3年間の学力の伸びが見られた。</p> <p>中学校では、国語で県の正答率とほぼ同等、数学・英語では、2年生で県平均よりも学力の伸びが見られることがわかり、学力向上の傾向が見られた。</p>
<p>イ 成果と指導の課題について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 分析結果から、学習内容が難しくなる小学校6年生から中学校1年生にかけて、特に算数・数学においてつまずきが見られる問題があることが分かった。</p> <p>このことから、特に小中学校の学習内容の円滑な接続や、小中連携の観点から学習指導を推進していくことが大切であると捉えている。</p> <p>現在、小中学校の創意工夫のもと、家庭学習や学習規律など、多様な視点から小中連携を進めている。今後も、これらの取り組みを推進するため、引き続き指導助言に努めていく。</p>
<p>ウ 継続指導の成果の具体例を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 県の学力学習状況調査は、個人の学力を経年で追跡調査することで、個人や学年、学校の学力の伸びが把握できることが最大の</p>

<p>エ 学習支援カルテの児童生徒保護者への活用と成果について</p> <p>(3) 小学校低学年基礎学力定着度調査の分析及びその指導について</p> <p>ア 今年度の調査の分析及び課題と傾向について</p>	<p>特徴となっている。</p> <p>各学校では、経年調査に基づく個人や学級・学年の学力の課題やつまずきの傾向について実態を把握し、より効果的な学力向上プランの作成と授業改善に取り組んでいる。</p> <p>特に、自分の考えをまとめたり説明したりする力に課題があることから、課題解決のために話し合いを中心とした言語活動の充実に取り組んでいるところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 県の学力学習状況調査における学習支援カルテの最大の特徴は、学力調査や質問紙調査の結果の反映など児童生徒の実態を一元化して表示し、指導方法の工夫・改善に生かすことができる点にある。</p> <p>特に、研究委嘱校の優れた実践発表からは、同じ学力レベルでもつまずきの原因が個別に異なることや、個に応じた指導方法の工夫改善を教員同士で共有化することが、具体的な教育活動に反映させるための要であると明らかになっている。</p> <p>このことを踏まえ、各校でより有効な活用が推進され、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばせるよう、指導助言に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度の調査結果については、2年生の国語と算数、3年生の算数において、正答率が8割を超えた児童の割合が92%以上と高い定着率であった。</p> <p>一方で、3年生の国語については、全体の正答率は向上が見られたが、読む力や文章を書く力が課題であった。</p> <p>このような力は、高学年や中学校の学びにつながる大事な基礎的・基本的な学力であ</p>
---	--

<p>イ つまずきとみられる割合及びその具体的指導と成果について</p>	<p>り、課題は、低学年のうちに克服していく必要があると捉えている。</p> <p>今後も、児童が、義務教育9年間の学びの素地を確実に身につけられるよう、取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童のつまずきについては、約8%の児童に、基礎的な知識・技能の定着に課題があった。</p> <p>このことから、授業開始前の朝学習の時間を活用した学力アップタイムや県の学力向上ワークシートの活用等を通じて、教師や学習支援員等が一人一人のつまずきに応じた指導をおこなっているところである。</p> <p>また、日頃の授業では、「わかった。」「できた。」と児童が達成感を持ち、教師が、児童の学習内容の定着を確実にみとることで、児童の更なる学習意欲の向上を図っている。</p>
<p>3 魅力ある「教育の町川口」をめざして 市立高等学校の教員配置と義務教育教員の配置について</p> <p>(1) 第1回卒業生の進路指導の成果は</p> <p>(6) 高等学校の検証について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 進路指導の成果としては、旧3校の教育課程を引き継いでいることから、それぞれの進路指導を推進しており、川口市立高等学校の生徒として、切磋琢磨することで影響を受け、大学進学、特に国公立大学等に対する意識が高まっている。</p> <p>主な進路先としては、国公立大学や難関私立大学、専門学校、企業への就職など個々の進路実現を果たしている。</p> <p>今後もきめ細かな進路指導に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 国公立大学進学者の増加やフィンドレー高校への長期留学生派遣、陸上競技部、剣道部、水泳部、ソフトテニス部、創作ダンス</p>

<p>4 魅力ある「教育の町川口」をめざして 教育相談支援員の現状について</p> <p>(1) 学校教育における教育相談支援員の位置づけをどのようにとらえているか</p> <p>(2) 毎年の応募者数の経緯と現状は</p> <p>(3) 人材確保の方策について</p>	<p>部の全国大会出場、さらには、野球部の県大会準決勝進出等の成果を収めている。</p> <p>その中で、旧3校の融合や新しい教育活動の導入などにより、施設の使用や指導における共通理解とともに、東京大学やお茶の水大学などの外部機関とのさらなる連携における課題の解決を図り、市民のニーズに応え、生徒の力を最大限に伸ばす学校づくりに取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 教育相談は、適切な対応を組織的に学校全体で行っていくものである。そのために、教育相談支援員は生徒指導・教育相談組織の一員として重要な位置付けととらえている。</p> <p>今後も、各学校においては、校内の教育相談部会や生徒指導部会に教育相談支援員も参加し、情報や対応策の共有化と共に、職員会議やケース会議、校内研修を通して教職員との連携がさらに図れるよう努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 毎年の応募者数は、平成27年度が94名、平成28年度は78名、平成29年度は66名、平成30年度は68名、令和元年度は67名となり、選考の上、50名程度を採用している。</p> <p>令和2年度については、現在、募集期間ではあるが、12月2日現在、42名の応募となっている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 質の高い人材確保のために、雇用形態を退職教職員に案内し、さらに募集要項を市の広報誌やホームページに掲載する等、地域の方々にも広く周知している。</p>
---	---

<p>(4) 資質向上の方策と活用について</p>	<p>また、平成29年度より1時間当たりの報償金を1200円から1300円に引き上げ、待遇の改善を図ったところである。</p> <p>今後も、教育相談支援員の経験者をはじめ、近隣市の情報収集を積極的に行い、質の高い人材確保に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度は、教育相談支援員の資質向上のために、大学教授による「教育相談の理論と実際」についての講義、臨床心理士による感情のコントロールのあり方に関する「アンガーマネジメント研修」、「自校の相談業務の改善策」についてのグループ協議等、専門性を高め、実践力の向上を図る研修を実施したところである。</p> <p>活用については、校区内の小学校の児童や保護者へも対象を広げ、より一層、悩みを抱える子どもや保護者に寄り添う支援の充実に引き続き努めていく。</p>
<p>5 魅力ある「教育の町川口」をめざして 御代替わりにかかわる教育について</p> <p>(1) 教育委員会の見解について</p> <p>・御代替わりについての教育委員会の見解について／天皇についての理解と敬愛の念を深めることについての教育委員会の見解について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 「天皇の即位の日」、「即位礼正殿の儀の行われる日」は、時代の大きな節目として、児童生徒が歴史を身近に感じると共に、日本の伝統・文化に思いをはせる良い機会であったと認識している。</p> <p>また、天皇についての理解と敬愛の念を深めることについては、学習指導要領に示されているとおり、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解できるよう、また歴史学習との関連にも配慮しながら、天皇が国民に敬愛されてきたことを理解できるよう、引き続き指導していくことが大切であると考えている。</p>

<p>(2) 文書について各学校にはどのような要請をしたのか</p> <p>・平成31年4月22日付「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下のご即位に際しての学校における児童生徒への指導について(通知)」について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 県教育委員会からの通知を受け、本市教育委員会として「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について」という文部科学省、県教育委員会の通知を市立小・中・高等学校、幼稚園に送付し、通知の趣旨を踏まえ、児童生徒に対し改めて指導するよう要請したところである。</p>
<p>(3) 具体的指導の内容について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 各学校には通知と共に、政府広報オンラインの情報等も併せて添付し、5月1日の「天皇の即位の日」、10月22日の「即位礼正殿の儀の行われる日」の2回の祝日について情報提供をした。</p> <p>また、各校に「国民こぞって祝意を表する意義について、児童生徒に理解させる」という趣旨を踏まえて、改めて指導するよう要請したところである。</p>
<p>(5) 歴史や伝統を大切に国を愛する心情を育てるには具体的にどのように指導しているのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 6年生の社会科では、我が国の歴史は、様々な課題の解決や人々の願いの実現に向けて努力した先人の働きによって発展してきたことを、卑弥呼や聖徳太子など学習指導要領に示された42人を例に学習する。</p> <p>また、国宝や重要文化財などの代表的な文化遺産を通して、我が国の伝統や文化の特色を学ぶとともに、現在の自分たちの生活や文化の源流などを考える学習をしている。</p> <p>このような学習を通して、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情を育てられるよう指導している。</p>

<p>(6) 天皇についての理解と敬愛の念を深める指導は具体的にどのようなようにされているのか</p> <p>7 発達障害について</p> <p>(7) 学校とデイサービスとの連携について</p> <p>(要望) 今後子ども部、福祉部と連携をし、切れ目のない支援をお願いしたい。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 6年生の社会科では、具体的には国会の召集、栄典の授与、外国の大使等の接受などの国事行為や、国会開会式への出席、全国植樹祭・国民体育大会への出席や被災地への訪問・励ましといった各地への訪問などを通して、象徴としての天皇と国民との関係を取り上げ、天皇が日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることについて学習を進めることで、天皇についての理解と敬愛の念を深めるよう指導している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の特別支援学級並びに通常の学級に通う児童・生徒について保護者の同意をもとに、児童・生徒の個別の教育支援計画をもとにした学習課題や生活面、本人の情緒面の状況について情報交換を行うなど連携を図っているところである。</p>
---	--

令和元年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(学校保健課)
<p><質問概要></p> <p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>3 学校給食について (1) 安全で安心して食べられる給食について ア 安全な給食の取り組みについて</p> <p>イ 食物アレルギーを持つ児童生徒への取り組みについて ・食物アレルギーを持つ児童生徒の学校給食について、どのような対応をしているのか</p>	<p><答弁概要></p> <p>(市長)</p> <p>A 未来の川口を担う子どもたちのために、一人ひとりが輝く、しなやかさとたくましさをそなえた人材の育成に全力で取り組んでいるところである。そうした中、安全で安心な給食を提供することは、「川口の宝」である子どもたちの、心身の健やかな成長を促す上で、非常に大きな役割があると考えている。</p> <p>安全な給食を提供するため、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」に基づき食品の洗浄、加熱、温度管理や衛生管理を厳格に行うほか、給食食材についても放射性物質の測定検査を行い、より一層安全性を高めている。</p> <p>また、中核市移行後、そのメリットを生かし、市保健所への食品持込み検査を開始したほか、市保健所職員を講師として衛生管理に関する研修を行うなど、市保健所との緊密な連携も図っている。今後も安全で安心な給食提供のため衛生管理や調理の改善に取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 食物アレルギーを持つ児童生徒については、初めに保護者から各学校に提出された学校生活管理指導表に基づいて、把握し対応している。</p> <p>自校調理校においては施設、設備や人員配置など実情に合わせて対象食品を除去した除去食の提供を行っている。</p>	

<p>(2) 身体と心を鍛えひとまわり大きく成長してもらう給食について</p> <p>ア 学校給食摂取基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学校給食において、あらたな摂取基準を満たすために、どのような取り組みを行っているのか <p>イ 更においしい給食が提供できる工夫について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒においしい給食を提供するための取り組み、特色ある事業について 	<p>元郷学校給食センター配送の小学校においては、卵と乳のみを対象としたアレルギー対応食の提供をしている。また、全校を対象として、食物アレルギーを持つ児童生徒に、卵と乳と小麦のアレルギーに対応したデザート代替食の提供も実施しているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 平成30年8月、5年ぶりに文部科学省の学校給食実施基準の一部改正があり、各栄養素の摂取基準値が見直された。1食あたりのエネルギー量が、小学校中学年の児童では640キロカロリーから650キロカロリーへ、また中学校の生徒では820キロカロリーから830キロカロリーへと増加するなどの変更があった。成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、新基準を満たす学校給食の提供ができるよう、献立や食材の選定を創意工夫し努めているところである。</p> <p>今後も新基準を満たすように栄養バランスのとれた安全でおいしく豊かな給食の提供に取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒にとっておいしい給食が提供できるよう、学校関係者、学校給食に携わる職員等で構成する献立委員会を年に10回開催しメニューを決定している。献立委員会では、児童生徒の喫食状況をふまえ、調理方法や味付けを変更するなどの工夫をしている。また、児童からのリクエストが多いメニューや、生徒が考案したメニューを献立に採用するなど、おいしさのほかに楽しさも加えた給食の提供が実施できるよう努めている。</p> <p>今後も積極的に旬の食材を取り入れたり、</p>
--	---

<p>(3) 市産品・県産品・ご当地メニューの導入について</p> <p>・学校給食に市産品・県産品などを使用する取り組みはあるか。また、本市独自のメニューなどはあるか</p>	<p>組み合わせを工夫したりして、さらにおいしい給食を提供できるよう、取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の学校給食において、市産品として農協と連携し市産野菜を献立に取り入れており、自校調理小学校において、市の特産であるぼうふうを一斉使用している。また、市内全小中学校では、100%県産の精米、県産大豆を使用したみそや納豆、県内での生産量が多い野菜を使用している。ご当地メニューについては、毎年6月と11月の彩の国ふるさと学校給食月間にて、本市の郷土食である鋳物汁やB級グルメの鉄骨いなりを学校給食用にアレンジして提供している。</p> <p>今後も市産品などの地元の食材について、市内全小中学校での学校給食に積極的に取り入れていく。</p>
<p>(4) 給食費未納の状況について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 給食費は原則口座振替で徴収しており、平成30年度の現年度分未納額は696万4,870円である。収納率は99.66%であり、公会計化直後の平成23年度と比較し、0.75ポイント改善した。</p> <p>未納となった場合には、督促や催告の実施、児童手当からの天引き、滞納世帯への訪問徴収、特別債権回収課への債権移管等により回収に努めている。</p> <p>また、今年度は新たに、学校との連携を密にするため担当職員の学校訪問を実施した。今後もより効果的な徴収方法を研究し、積極的な債権の回収に努めていく。</p>

<p>井上 薫 議員（共産）</p> <p>5 食育としての学校給食について</p> <p>(1) 学校給食に地元農産物を活用している状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物活用の進捗状況と今後の展望について <p>(2) 学校給食に磁器食器の使用を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器を、樹脂食器から磁器食器へ切り替えることについて 	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 学校給食における平成30年度地元農産物の使用状況については、自校調理小中学校全29校において、長ねぎやじゃがいも等、新郷学校給食センター小学校献立において、しょうがを活用し、93回実施したところである。</p> <p>令和元年度は、自校調理小中学校と各学校給食センターと範囲をひろげ、合計実施回数目標を100回とし、実施している。今後については、市内全小中学校で地元農産物を使用した学校給食の提供を目指していく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 物を大切に扱おうとする心を育むことは、学校給食を生きた教材とする食育においても、重要であると認識している。</p> <p>現在、本市では、重量が軽く破損しにくい、より質の高い食器具として、ABS樹脂食器を使用している。</p> <p>磁器食器については、ABS樹脂食器に比べ、児童生徒が食器具を運搬する際などにおいても、破損率が高いことから、今後も安全性の高いABS樹脂食器を使用していく。</p>
--	--

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和元年12月市議会定例会)

生涯学習部 教育総務課

質 疑	応 答
<p>議案第231号 専決処分の承認について（令和元年度一般会計補正予算）</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内</p> <p>△歳出の部 第10款 教育費</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	<p>(教育総務課長)</p>
<p>土壌調査実施の今後のスケジュールを教えてください。</p>	<p>10月23日の専決処分後、12月5日に入札により業者を決定したところである。今後、12月26日に調査に着手し、3月末までの完了を予定している。</p>
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	<p>(教育総務課長)</p>
<p>決定業者はどこか。</p>	<p>株式会社東建ジオテック川口事務所である。</p>
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	<p>(教育総務課長)</p>
<p>時期的に専決処分ではなく、12月補正予算でも間に合ったのではないか。</p>	<p>12月補正予算の場合は、補正予算承認後に業者選定や入札を行うことになり、建設工事への影響が大きいことから、専決処分にて進めさせていただいたものである。</p>
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	<p>(教育総務課長)</p>
<p>住民への説明会は行うのか。</p>	<p>夜間中学の建設計画の説明会は、すでに10月上旬に行っているが、その後に土壌調査が必要と</p>

質 疑	応 答
	なつたことが判明したことから、改めて説明の機
	会を設けたいと考えている。
(こんどう ともあき 委員)	(教育総務課長)
調査着手前に説明会を行うのか。	今週中に地元の町会長に説明を行い、その後、
	町会のご意向を伺いながら、住民向けの説明会を
	行う予定である。
(こんどう ともあき 委員)	
住民への説明はしっかり行ってほしい。(要望)	
< 討 論 >	
「なし。」	
< 採 決 >	
「起立者全員にて可決。」	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和元年12月市議会定例会)

生涯学習部 教育総務課

質 疑	応 答
<p>議案第241号 令和元年度川口市一般会計補正予算（第8号）</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内</p> <p>△歳出の部 第10款 教育費</p> <p>第2条第2表 繰越明許費補正の内</p> <p>1追加</p> <p>第10款 教育費 第2項 小学校費 小学校災害復旧費</p> <p>第10款 教育費 第3項 中学校費 中学校災害復旧費</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	<p>(教育総務課長)</p>
<p>小学校と中学校のグラウンド補修工事はいつから着工し、工期はどのくらいか。</p>	<p>補正予算をご承認いただいたのち、できるだけ早く着工できるよう進めていく。工事期間は、4ヶ月程度を見込んでいる。</p>
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	<p>(教育総務課長)</p>
<p>現在、グラウンドが使えない状況で、体育の授業等はどのように行っているのか。</p>	<p>体育の授業は体育館で、部活動については、隣の被害の無かった学校のグラウンドを借りて対応している。</p>
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	
<p>子どもたちが運動するところなので、早期に工</p>	
<p>事を実施してほしい。(要望)</p>	

質 疑	応 答
(こんどう ともあき 委員)	(教育総務課長)
<p>台風第19号の影響で、体育館に雨漏りがかなりあったようだが、対応は怎么样了のか。</p> <p>補正予算では対応するものはないのか。</p>	<p>体育館の雨漏りについては、軽微なものは順次補修等を行っている。また、原因が特定できないものについては、現在調査を行っているところであり、補正予算には計上していない。なお、原因が特定でき次第、補修等を検討していく。</p>
< 討 論 >	
「なし。」	
< 採 決 >	
「起立者全員にて可決。」	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和元年12月市議会定例会)

生涯学習部 スポーツ課

質 疑	応 答
<p>議案第206号 令和元年度川口市一般会計補正予算(第7号)</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △歳出の部 第10款 教育費</p> <p>第2条第2表 繰越明許費補正の内 1 追加</p> <p>第10款 教育費 第8項 体育費 体育施設整備費</p>	
<p>議案第241号 令和元年度川口市一般会計補正予算(第8号)</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △歳出の部 第10款 教育費</p> <p>第2条第2表 繰越明許費補正の内 1 追加</p> <p>第10款 教育費 第8項 体育費 体育施設整備費 体育施設災害復旧費</p>	
< 質 疑 >	
(こんどう ともあき 委員)	(スポーツ課長)
上谷沼運動広場の工事は何時から着工でき、工期はどのくらいか教えていただきたい。	補正予算可決後、速やかに関係部局と調整を図り、一日でも早く復旧できるよう取り組んでいく。なお、工期は4ヶ月程度を見込んでいる。
(松本 幸恵 委員)	(スポーツ課長)
上谷沼運動広場が体育施設災害復旧費に含まれていない理由は何故か。	上谷沼運動広場に堆積している土砂は、長年にわたり調節池内に降った大雨によりグラウンド内に流入し堆積したものであり、台風第19号による被害が直接的な原因ではないことから、災害復旧事業には該当しないためである。
(松本 幸恵 委員)	(スポーツ課長)
災害復旧費に係る国の査定スケジュールと国庫	三領運動場の国土交通省所管については、12

質 疑	応 答
<p>補助金の補助の内容について教えていただきたい。</p>	<p>月2日から4日にかけて現地調査及び査定が行われたところである。また、舟戸運動場や小・中学校グラウンドの文部科学省所管については、1月に現地調査及び査定が予定されている。なお、国庫補助金の補助率については、対象経費の3分の2であり、残り3分の1は起債が認められ、この内、95パーセントは交付税措置される予定である。</p>
<p>(松本 幸恵 委員)</p>	<p>(スポーツ課長)</p>
<p>繰越明許費の体育武道センター塀改修工事の工期を教えていただきたい。</p>	<p>工期は6ヶ月程度を見込んでいる。</p>
<p>< 討 論 ></p>	
<p>「なし。」</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>「起立者全員にて可決。」</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和元年12月市議会定例会)

学校教育部 庶務課

質 疑	応 答
<p>議案第206号 令和元年度川口市一般会計補正予算(第7号) 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 第2条第2表 繰越明許費補正の内 1 追加 第10款 教育費 第4項 高等学校費 高等学校建設事業</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(松本委員)</p>	<p>(学校教育部参事)</p>
<p>給排水設備改修工事については、消防からの指導もあり屋内消火栓の使用できない期間をできる限り短期間とするため工期を前倒しするということだが、屋内消火栓が使用できない期間はどれくらいになるのか。</p>	<p>この補正予算承認後に工事の発注を行うことで、屋内消火栓が利用できない期間はほとんど発生しないものとなる。</p>
<p>< 討 論 ></p>	
<p>なし。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者全員にて可決。</p>	

第72回（令和元年度）優良公民館表彰について

被表彰館	川口市立戸塚公民館	館長 久保 正美
------	-----------	----------

1 表彰の趣旨

公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設（以下「公民館等」という。）のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。
※昭和23年度から実施

2 被表彰館の概要（地域課題とその解決に資する事業）

戸塚公民館のある戸塚地域は、近年駅周辺の開発が進み、地域外から転居してくる子育て世代が増加している。中には地域における人間関係をなかなか構築することができず、子育てに対する不安や孤立感を募らせている状況も見られる。

そこで、戸塚公民館では、子育て世代の交流不足と不安解消を地域課題と捉え、子育て支援担当部局やNPO等と連携し、乳幼児を持つ親同士の交流や、相談しやすい体制づくりを重視した家庭教育支援事業を展開している。

特に、親子で参加しやすい読み聞かせ・子育て相談事業や、発達障害のある子とその親を対象にした子育て相談・交流会は、子育て世代のニーズに基づき、NPOと連携した事業となっている。

3 受賞までの過程

- 8月 埼玉県教育委員会へ推薦
- 9月 埼玉県選考委員会を経て文部科学省へ推薦
- 12月 内定通知
決定通知（文科省報道発表）※令和元年度被表彰館：全国75館
県内被表彰館（川口市立戸塚公民館、さいたま市立片柳公民館、深谷市八基公民館）
- 2月 表彰式

4 市内団体の受賞歴

- 昭和29年度 準優良 中央公民館
- 昭和50年度 優良 芝西公民館
- 昭和52年度 優良 青木公民館

令和元年12月17日

第72回（令和元年度）優良公民館表彰について

文部科学省では、公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められるものを優良公民館として表彰しております。この度、第72回優良公民館表彰について決定しましたので、お知らせします。

1. 表彰館 斜里町公民館ゆめホール知床 外74館（別紙添付）

2. 表彰式

（日時） 令和2年2月14日（金）13時30分～13時50分

（場所） 文部科学省第2講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2）

※表彰式は令和元年度社会教育功労者表彰と合同で執り行います。

3. 選考の経過等

都道府県教育委員会から推薦のあった公民館や公民館と同等の社会教育活動を行う施設について、優良公民館審査委員会で審査の上、別紙のとおり75館を表彰館（うち5館を優秀館）として文部科学大臣が決定した。

なお、今後、各表彰館において個別に活動紹介資料を作成し、文部科学省ホームページで周知する。また、当該資料を用いた表彰館同士の相互評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、優良公民館審査委員会の最終審査を行い、表彰式当日、優秀館5館の中から最優秀館1館を発表する。

4. 取材登録

取材については、事前登録制といたします。

取材を希望される報道関係者の方は、2月9日（月）18時までに下記問合せ先へ御連絡ください。

〈担当〉

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
課長 水田

課長補佐 下田

地域学習推進係長 道川

T E L : 03-5253-4111（内線3455）

03-6734-2974（直通）

E-mail : kouminkan@mext. go. jp

第72回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	No.	都道府県名	ふりがな 公民館名
1	北海道	しゃりちようこうみんかんゆめほーるしれとこ 斜里町公民館ゆめホール知床	39	長野県	まつもとしだいさんちくこうみんかん 松本市第三地区公民館
2	北海道	うらほろちようよしのこうみんかん 浦幌町吉野公民館	40	岐阜県	たじみしわきのしまこうみんかん 多治見市脇之島公民館
3	北海道	なかしべつちようそうごうぶんかいかん 中標津町総合文化会館	41	岐阜県	みずなみしひよこうみんかん 瑞浪市日吉公民館
4	青森県	はちのへしりつおおだてこうみんかん 八戸市立大館公民館	42	岐阜県	えなしかさぎこみゆにていせんたー 恵那市笠置コミュニティセンター
5	岩手県	とおのしかみごうちくこうみんかん 遠野市上郷地区公民館	43	静岡県	ふじのみやしりつゆのこうみんかん 富士宮市立袖野公民館
6	岩手県	すみたちよりのつしもありすちくこうみんかん 住田町立下有住地区公民館	44	静岡県	しまだしりつはつくらこうみんかん 島田市立初倉公民館
7	岩手県	いちのせきしふじざわしみんせんたー 一関市藤沢市民センター	45	静岡県	はままつしなんようきょうどうせんたー 浜松市南陽協働センター
8	宮城県	とめしよねやまこうみんかん 登米市米山公民館	46	愛知県	おおふしりつきたやまこうみんかん 大府市立北山公民館
9	宮城県	しろいしさいわこうみんかん 白石市斎川公民館	47	愛知県	とよはしほんごうちくしんかん 豊橋市本郷地区市民館
10	秋田県	だいせんしりつよつやこうみんかん 大仙市立四ツ屋公民館	48	京都府	ふくちやましりつにつしんちいきこうみんかん 福知山市立日新地域公民館
11	秋田県	にかほしにかほこうみんかん にかほ市仁賀保公民館	49	京都府	きょうたなべしりつちゆうおうこうみんかん 京田辺市立中央公民館
12	山形県	ながいしほこうみゆにていせんたー 長井市致芳コミュニティセンター	50	京都府	ながおかきょうしちゆうおうしやうがいがくしゅうせんたー 長岡京市中央生涯学習センター
13	福島県	あいつわかまつしやうがいがくしゅうそうごうせんたー 会津若松市生涯学習総合センター	51	兵庫県	かさいしぜんぼうこうみんかん 加西市善防公民館
14	福島県	ふくしままつかわがくしゅうせんたー 福島市松川学習センター	52	兵庫県	いたみしりつほくぶがくしゅうせんたー 伊丹市立北部学習センター
15	福島県	こおりやましりつひわだこうみんかん 郡山市立日和田公民館	53	奈良県	ならしりつあすかこうみんかん 奈良市立飛鳥公民館
16	茨城県	かしましりつとよさこうみんかん 鹿嶋市立豊郷公民館	54	鳥取県	くらよしうわなだこうみんかん 倉吉市上灘公民館
17	茨城県	ちくせいしりつなかくこうみんかん 筑西市立中公民館	55	鳥取県	ととりしりつおもかげちくこうみんかん 鳥取市立面影地区公民館
18	群馬県	たかさきしみさとこうみんかん 高崎市箕郷公民館	56	鳥取県	はまだしりつくもぎこうみんかん 浜田市立雲城公民館
19	群馬県	まえはししふじみこうみんかん 前橋市富士見公民館	57	鳥取県	まつえしみほのせきこうみんかん 松江市美保関公民館
20	埼玉県	かわぐちしりつとづかこうみんかん 川口市立戸塚公民館	58	岡山県	みまさかしおほらこうみんかん 美作市大原公民館
21	埼玉県	さいたましりつつかたやなぎこうみんかん さいたま市立片柳公民館	59	広島県	ふちゆうしこくふこうみんかん 府中市国府公民館
22	埼玉県	ふかやしやつもこうみんかん 深谷市八基公民館	60	広島県	ひろしましふないりこうみんかん 広島市舟入公民館
23	千葉県	きみつしすなみこうみんかん 君津市周南公民館	61	山口県	さんようおのだしあいこうみんかん 山陽小野田市出合公民館
24	千葉県	いんざいしりつちゆうおうこうみんかん 印西市立中央公民館	62	山口県	ほうふしかつまつこうみんかん 防府市勝間公民館
25	千葉県	しろいしがくしゅうとうきょうようしせつ 白井市学習等供用施設	63	徳島県	あなんしりつみのばやしこうみんかん 阿南市立見能林公民館
26	神奈川県	ひらつかしりつあきひみなみこうみんかん 平塚市立旭南公民館	64	愛媛県	まつやましばんちようこうみんかん 松山市番町公民館
27	神奈川県	あつぎしりつなんもりこうみんかん 厚木市立南毛利公民館	65	愛媛県	うわじましりつたかみつこうみんかん 宇和島市立高光公民館
28	新潟県	さんじょうしただこうみんかん 三条市下田公民館	66	愛媛県	いまばりしたばなかるちやーせんたー 今治市立花カルチャーセンター
29	新潟県	しばたしちゆうおうこうみんかん 新発田市中央公民館	67	佐賀県	さがしりつしんえいこうみんかん 佐賀市立新栄公民館
30	富山県	あさひちようりつおおえのしやうこうみんかん 朝日町立大家庄公民館	68	佐賀県	さがしりつわかすこうみんかん 佐賀市立若楠公民館
31	富山県	いみずしさんがこみゆにていせんたー 射水市三ヶコミュニティセンター	69	長崎県	しまばらしりつあんなかこうみんかん 島原市立安中公民館
32	石川県	かなざわしひようたんまちこうみんかん 金沢市瓢箪町公民館	70	長崎県	ながさきしちゆうおうこうみんかん 長崎市中央公民館
33	石川県	かがしりつきんめいこうみんかん 加賀市立金明公民館	71	大分県	おおいだしおおいちゆうおうこうみんかん 大分市大分中央公民館
34	石川県	ななおしのとしまちこみゆにていせんたー 七尾市能登島地区コミュニティセンター	72	鹿児島県	かごしましこおりやまこうみんかん 鹿児島市郡山公民館
35	福井県	ふくいさこうこうみんかん 福井市酒生公民館	73	鹿児島県	いぶすきしりついまいづみこうこうみんかん 指宿市立今泉校区公民館
36	福井県	えいへいじちようえいへいじこうみんかん 永平寺町永平寺公民館	74	鹿児島県	ひおきしつちばしちくこうみんかん 日置市土橋地区公民館
37	山梨県	かいいしきしまこうみんかん 甲斐市敷島公民館	75	沖縄県	なはしはんたがわこうみんかん 那覇市繁多川公民館
38	長野県	しおじりしひろおかこうみんかん 塩尻市広丘公民館			

...公民館
 ...公民館と同等の施設

 ...優秀館

教育長報告（7）

埼玉学園大学との連携協力に関する協定の締結について

川口市教育委員会と埼玉学園大学において、教育に係る連携及び協力に関し協定を締結するもの

1 目的

相互の教育の充実及び発展を図り、もって地域社会に貢献する人材の育成に資することを目的とする

2 連携・協力の内容

- （1）相互の教員を講師として研修会等に派遣させるもの
- （2）大学の授業等において本市立学校の教職員及び生徒を受け入れるもの
- （3）大学からの実習生等を本市立学校において受け入れるもの
- （4）教育上の諸課題に対応する情報交換及び研究等に関するもの
- （5）川口市教育委員会の事業に対して大学生を派遣するもの
- （6）その他、必要と認める事項に関するもの

3 調印式

- （1）令和2年2月10日（月）午後2時15分
- （2）埼玉学園大学 大会議室

議案第 1 1 号

川口市文化芸術審議会委員を委嘱することについて

川口市文化芸術審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市文化芸術審議会条例第 4 条の規定により議決を求める。

令和 2 年 2 月 5 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

委員氏名	第4条該当名	備 考	新・再
山口 淳子	市民	公募	再
宇田川 格	市民	公募	再
原田 敬美	知識経験者	一級建築士・会社代表	再
吉岡 正人	知識経験者	埼玉大学教授	再
吉田 喜代美	美術関係者	川口市美術家協会副会長	再
岡村 睦美	美術関係者	画廊経営者	再
高田 純嗣	美術関係者	彫刻家	再
伊藤 寿夫	音楽関係者	川口市民音楽協会理事	再
大西 まみ	音楽関係者	音楽家	再
齋藤 譲一	音楽関係者	(一社)日本劇場技術者連盟理事長	再
舘松 義夫	社会教育関係者	川口市文化団体連合会常任理事	再
小林 克	社会教育関係者	練馬区立石神井公園ふるさと文化館館長・ 日本大学講師	再
松本 幹夫	社会教育関係者	川口市短歌連合会理事	再

2 任期

令和2年3月16日から令和4年3月15日まで

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和元年12月26日（木）
午後1時30分
場 所 議会第1委員会室

川口市教育委員会

目 次

【報告事項】

1 教育委員会定例会の開催状況について . . . 1

2 いじめ問題の現状について . . . 3

【質疑応答概要】 . . . 10

(参考資料)

資料1 川口市いじめの防止等のための基本的な方針

資料2 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

1 教育委員会定例会の開催状況について

(1) 第19回教育委員会定例会（令和元年11月20日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 平成30年度教育費決算について

(イ) 平成30年度一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会の概要について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

(ア) 12月市議会定例会に係る議案の原案決定について【専決処分】

(イ) 12月市議会定例会に係る議案の原案決定について【補正予算】

(ウ) 教職員の人事の内申について

エ その他

(ア) 川口の元気第8回いじめゼロサミットについて

(2) 第20回教育委員会定例会（令和元年12月2日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 12月行事予定について

(イ) 川口市公民館運営審議会委員を解いたことについて

(ウ) 令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰について

(エ) 令和元年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について

(オ) 令和元年度文部科学大臣表彰「学校給食表彰」について

(カ) 令和元年度学校保健及び学校安全表彰（文部科学大臣表彰）について

イ 協議事項

(ア) 令和2年度教育局組織体制について

ウ 議事

(ア) 12月市議会定例会に係る議案の原案決定について【補正予算】

(イ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

(ウ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

(エ) 専決処分の承認について（川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて）

(オ) 川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

(3) 第21回教育委員会定例会（令和元年12月19日開催）の内容

ア 教育長報告

(ア) 1月行事予定について

(イ) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について

(ウ) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて

(エ) 平成32年度埼玉県公立小・中学校等校長・教頭候補者選考の結果について

(オ) 令和元年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰校について

(カ) 令和元年度第66回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について

イ 協議事項

(ア) 令和2年度教育費当初予算要求額について

(イ) 川口市立高等学校附属中学校について

(ウ) 川口市いじめの防止等のための基本的な方針について

ウ 議事

(ア) 職員の人事について

(イ) 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

(ウ) 川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について

エ その他

(ア) 第38回川口マラソン大会の結果について

2 いじめ問題の現状について

(1) 教育委員会のいじめ問題への取組みについて

ア 川口の元気第8回いじめゼロサミットの開催について

第19回教育委員会定例会（令和元年11月20日開催）において、第8回いじめゼロサミットの開催の概要について説明し、了承された。

(ア) 趣旨

本市の子どもたちが、いじめのない楽しく明るい学校づくりに向けた取組みについて小・中学校で連携し、各学校がいじめの問題について考え、いじめ根絶に向けて、取組みの中核となるリーダーを育成するとともに多様な取組みの実施を一層推進する。

(イ) 日時

令和元年12月20日（金）午後2時30分～午後4時30分

(ウ) 会場

埼玉県産業技術総合センター 1F多目的ホール

(エ) 参加者

小学生 52人（全小学校から児童会代表 各校1人）

中学生 26人（全中学校から生徒会長など 各校1人）

(オ) 主な内容

- a 各学校・各ブロック毎に取り組んだ「いじめゼロ活動」の紹介
- b いじめの実態及び現状把握
- c いじめ根絶に向けたグループ協議
- d まとめ

イ 川口市いじめの防止等のための基本的な方針の見直しに向けて

第21回教育委員会定例会（令和元年12月19日開催）において、現行の方針に、「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成29年4月施行）」及び「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（改定後）」の内容を反映させた改定案（素案）を作成し、その概要について説明するとともに、教育委員から意見をいただきながら協議を行った。

(ア) 推進体制等

平成26年度の本方針の策定にあたって、関係各課との庁内の調整会議により検討を進めた経緯があることから、改定にあたっては、関係各課と協議しながら推進していく。

(イ) 今後の作業予定

- a 関係課調整会議の開催
- b 教育委員会定例会にて改定案の協議
- c パブリックコメントの実施

ウ 教育委員会から各学校への指導等について

- (ア) 教育長学校訪問、市立学校長会議等において、いじめ対応についての指導
- (イ) 学校だより等を活用した、いじめ防止の取組みや相談窓口の周知指示
- (ウ) 児童生徒と教師の信頼関係づくりの取組みについての学校からの報告指示
(教員のアイデアによるボトムアップ型の取組みの実施)

(2) 市立学校はいじめ防止の対応について

ア「川口市いじめの防止等のための基本的な方針」(資料1)に基づく内容

(ア) 内容

- a 「いじめ防止対策推進法」第12条にもとづき、本市におけるいじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本となる方針である。
- b 調査研究組織、いじめへの対策組織として、「学校におけるいじめの防止等のための対策組織」や「教育委員会の附属機関としてのいじめ問題調査委員会」、「いじめ問題対策協議会」や「市長の附属機関としてのいじめ問題再調査組織」等が、それぞれの立場において定められている。
- c いじめ防止対策の基本的な方向性、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が組織的かつ計画的に、そして迅速に行われるよう、講ずべき対策が記載されている。
- d いじめ防止等に係る日常的な取組みの検証・見直しを図る仕組みや、いじめ防止に資する啓発活動・教育的な取組みについても定められている。

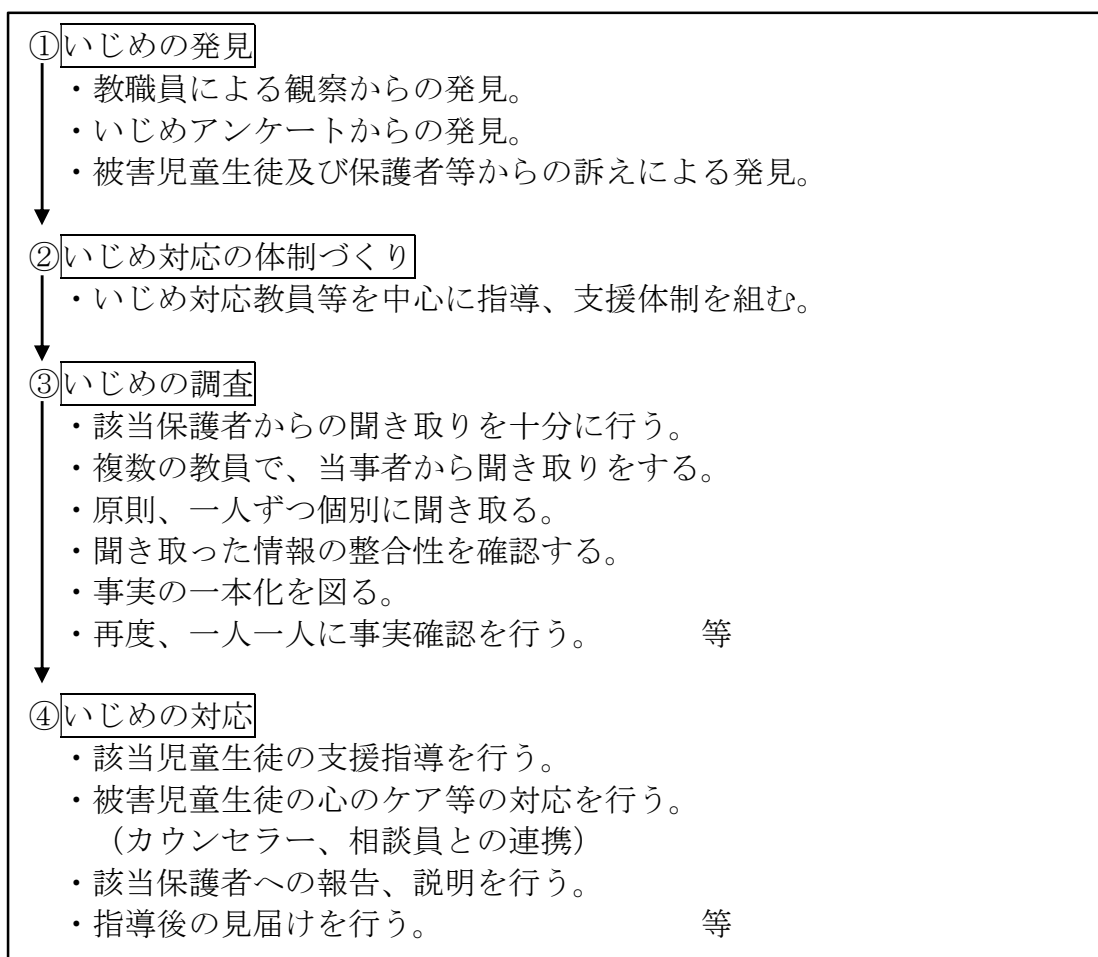
(イ) いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

- a 学校いじめの防止等のための基本的な方針の策定(いじめ防止対策推進法第13条)
 - ・市いじめ防止等のための基本的な方針を受け、各学校において、実態に応じた基本的な方針を策定している。(平成26年度から毎年見直しを行っている)
- b 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進法第22条)
 - ・学校は、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、中核となる常設の組織を置いている。
 - ・組織の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、いじめ対応教員、生徒指導主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。

・組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談、通報窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【組織的ないじめ対応の流れ】



c 学校におけるいじめ防止等に関する措置

- ・いじめ問題に関する研修会を実施し、教職員のいじめを見抜く力などの向上を図っている。
- ・いじめアンケート調査の実施(年2、3回以上)
- ・各学校においていじめ防止のための生徒指導年間計画を作成し、アンケートの実施や児童生徒による「いじめゼロ活動」などを位置づけている。

小学校の取組み

No.	学校名	令和元年度 各学校の主な活動計画一覧
1	本町小学校	・温かい心を育む児童による読み聞かせ ・温かい言葉を大切にすることをテーマにした劇の発表 ・ポスターによる啓発
2	幸町小学校	・ありがとうキャンペーンの実施 ・いじめについての劇 ・いじめ0に関する標語とポスターづくり
3	仲町小学校	・横曽根地区6校でのオレンジリボン運動 ・たてわり活動 ・全児童による挨拶運動、仲町中との挨拶運動
4	上青木小学校	・いじめの防止 ・いじめの早期発見、迅速な処置 ・いじめに対する共通理解
5	元郷小学校	・児童集会で全校児童に呼びかけ、「いじめゼロ」の意識を高める ・代表委員会と連携し、クラスへの呼びかけ ・児童会を中心に、「いじめゼロ」につながる活動
6	飯塚小学校	・あいさつ運動 ・なかよし給食(毎学期)、なかよし遊び(月1回) ・オレンジリボン(2学期)
7	芝小学校	・毎月1回のたてわり活動 ・児童運営委員会を中心とした、全校の取組の充実 ・学級力向上プロジェクト
8	新郷小学校	・縦割り活動 ・運営委員会による活動 ・人権標語への取組
9	神根小学校	・月1回実施の「ともだちアンケート」に自由記述欄を設ける ・年6回の教育相談日を設けて実施、SCの活用 ・いじめ撲滅月間(11月)
10	青木北小学校	・各委員会によるいじめ撲滅月間の取組 ・生活委員会によるいじめ防止の劇 ・たてわり班活動の充実
11	領家小学校	・昼放送であいさつ運動やいじめゼロに向けての呼びかけ(月1回) ・なかよし交流会の実施 ・いじめゼロ宣言
12	舟戸小学校	・生活目標の年間重点に「舟戸っ子宣言を実践しよう」を設定 ・「舟戸っ子アンケート」の実施(年5回) ・あいさつ運動、「舟戸っ子宣言」の啓発活動
13	十二月田小学校	・縦割り班、ペア学習での活動(なかよし班遊び、なかよしスタンプラリー) ・児童会企画 ・ライフスキルの取組
14	飯仲小学校	・オレンジリボン運動 ・あいさつ運動 ・なかよし活動
15	並木小学校	・全校児童の標語、いじめゼロ宣言カード作り ・いじめ防止、早期発見のためのアンケート実施 ・代表児童の劇の発表によるいじめの場面や対応などの啓発
16	安行小学校	・ニコニコあいさつデー ・児童会スローガン作成 ・いいねカード
17	原町小学校	・小中連携によるあいさつ運動 ・ボランティア福祉部との連携 ・オレンジリボン運動
18	前川小学校	・あいさつ運動 ・ありがとう運動 ・感謝の会
19	戸塚小学校	・いじめゼロに向けた組織の編成、選出 ・いじめゼロに向けた話し合いと実践内容の決定、実践 ・実践報告、実践の振り返り
20	青木中央小学校	・児童会目標設定と達成に向けた取組 ・相手の気持ちや立場を考えるなかよし活動の充実 ・「いじめゼロ」を目指した児童集会の実践
21	元郷南小学校	・あいさつ運動 ・全校で取り組む「いいところさがし」 ・いじめに関するアンケートの実施
22	芝西小学校	・学校全体で積極的且つ継続的に挨拶に取り組む ・特別活動を中心とした児童同士が認め合える学校づくり ・異年齢集団による活動を児童主体で行い、相互理解の場を設定
23	芝南小学校	・たてわり活動、わんぱくチャレンジ祭り ・芝南なかよし週間 ・いじめに関するアンケート(芝南っ子アンケート)

No.	学校名	令和元年度 各学校の主な活動計画一覧
24	神根東小学校	・全校への呼びかけ ・標語の作成、掲示 ・気持ちのよい挨拶
25	朝日東小学校	・児童会によるあいさつ運動 ・異年齢集団による交流会(ミニ交流会・朝東っ子フェスティバル)の実施 ・代表委員会による集会活動
26	芝富士小学校	・なかよし遊び(異学年交流) ・児童集会や給食の時間での呼びかけ、ポスター ・「いじめゼロ宣言シート」
27	前川東小学校	・前川東小学校の一員であるという愛校心、所属意識を醸成する工夫 ・一人一人がめあてをもち、役割を果たそうとする異年齢集団活動 ・どこでも進んで明るいあいさつができる児童の育成
28	柳崎小学校	・「ありがとう」の木 ・いじめゼロ運動「ぼく・わたしの行動宣言」 ・あいさつ運動の実施
29	芝樋ノ爪小学校	・運営委員会中心のあいさつ運動の実施 ・6年生中心のなかよし班活動の充実 ・「ひのつめっ子宣言」の充実に向けての取組
30	新郷南小学校	・主体的でさわやかなあいさつの継続 ・道徳教育の充実 ・児童会による「いじめゼロ」の呼びかけ
31	上青木南小学校	・児童会を中心としたあいさつ運動の実施 ・縦割り活動を生かした学校全体の交流 ・児童会長によるいじめゼロをテーマにしたスピーチの実施
32	根岸小学校	・あいさつハイタッチすごろく ・ペアクラスで遊ぶ「ふれあいタイム」 ・なかよし集会「くまるんフェスティバル」
33	芝中央小学校	・あいさつ運動 ・異年齢活動 ・児童会が発信するいじめゼロ運動
34	新郷東小学校	・「ありがとうレター」(友達に向けての気持ちを言葉に) ・「温かい言葉集め」「思いやりの心を(劇)」 ・朝のあいさつ運動、「いじめ」について
35	朝日西小学校	・朝のあいさつ運動、あいさつウォーキング ・なかよし班あそび、交流給食 ・いじめに関する標語
36	慈林小学校	・「いいねカード」 ・「あいさつ、げんき、やさしさ、まなび」に関する標語 ・「安行思いやりいっぱい運動(小中連携)」
37	差間小学校	・いじめアンケートの実施 ・学校、学年、学級全体の認め合い ・学校内にいじめを許さないことを訴えるポスターなどの掲示物作成
38	東本郷小学校	・「あいさつ いっぱいの東本郷小」の取組 ・なかよし班活動、ペア学年の取組 ・児童会を中心とする集会活動の企画、運営と生活目標への取組
39	東領家小学校	・「東領家小のあいうえお」の徹底、励行 ・「なかよしロング集会」「なかよしランチ」の充実 ・児童向け「いじめ」アンケートの実施、分析、対応
40	安行東小学校	・「小さな親切運動」を活用したあいさつ運動の実施 ・いじめゼロ集会の実施 ・地域と連携した、いじめゼロへの取組
41	在家小学校	・「いじめ0宣言カード」を書き、「なかよしリボン」を名札に着ける ・全学級「いじめ0スローガン」や具体的な取組について学級会で話し合う ・「全校いじめ0集会」
42	戸塚東小学校	・なかよしの太陽(言われてうれしい言葉集め)の掲示 ・なかよし集会、なかよしランチの実施 ・なかよし月間運動
43	戸塚北小学校	・児童会によるあいさつ運動 ・生活委員会と連携した廊下歩行チェック
44	木曾呂小学校	・あいさつ運動の実施 ・「まごころポスト」の実施 ・ネットいじめ予防のための取組
45	戸塚綾瀬小学校	・縦割り活動の充実 ・あいさつ運動の充実 ・いじめ防止宣言
46	戸塚南小学校	・あいさついっぱいキャンペーン ・たてわり活動、児童会チャンネル ・ともだちアンケート、生活目標での取組
47	鳩ヶ谷小学校	・朝のあいさつ運動 ・全児童による「いじめゼロ宣言」 ・異学年交流活動
48	中居小学校	・あいさつ運動 ・いじめゼロ プロジェクト
49	辻小学校	・あいさつ運動の実施 ・いじめゼロ強化月間(10月)、いじめゼロ児童集会 ・「心ほっこり言葉の木」キャンペーン
50	里小学校	・あいさつのある明るい学校 ・全校でのなかよし遊び ・いじめのない学級づくり
51	桜町小学校	・あいうえおくろうカードの取組 ・いじめゼロ宣言の掲示 ・兄弟学級の交流
52	南鳩ヶ谷小学校	・いじめアンケートの実施(年3回) ・生徒指導部会においての情報共有ならびに解決策の話し合い ・児童への丁寧な言葉の指導

中学校の取組み

No.	学校名	令和元年度 各学校の活動計画一覧
1	東中学校	・いじめゼロ動画の作成 ・ポスター作成、掲示 ・いじめゼロアンケート
2	西中学校	・オレンジリボン運動の継続 ・いじめゼロポスターの配布 ・いじめゼロ活動の呼びかけ
3	南中学校	・あいさつ運動の活性化 ・いじめゼロのための宣言 ・優しい言葉でいっぱい「やさしさの木」
4	北中学校	・いじめ0の学校にするためにできることの話し合いの実施 ・いじめに関する標語募集、掲示 ・いじめに関する劇、アンケートの実施
5	青木中学校	・いじめゼロポスターの作成 ・小中連携のあいさつ運動 ・いじめゼロ宣言カード
6	芝中学校	・芝中NGワード ・秘密の友達 ・他学年交流
7	元郷中学校	・いじめアンケートの実施 ・いじめゼロ標語の募集 ・輝くあいさつ運動の実施
8	上青木中学校	・「いじめゼロ」署名活動の呼びかけ、掲示 ・近隣小学校でのあいさつ運動の実施 ・いじめ防止ポスターの作成と掲示
9	幸並中学校	・いじめゼロ宣言書 ・あいさつ運動(ハイタッチ運動) ・ありがとうカード
10	十二月田中学校	・ポスター作り ・南平地区の小中合同会議 ・意見箱の設置
11	仲町中学校	・オレンジリボン運動 ・朝のあいさつ運動
12	安行中学校	・いいねカード(いいねの木)、Thank you カード ・いじめゼロ標語 ・いじめ0ポスター
13	芝東中学校	・学校全体で作り上げる掲示物の作成(いじめ根絶宣言) ・各事業委員長との連携(あいさつ運動) ・アンケートの実施
14	芝西中学校	・イエローリボン、ブルーライン運動 ・小中連携 ・あいさつ運動
15	岸川中学校	・あいさつ運動 ・いじめゼロ活動 ・生徒会新聞、生徒集会
16	榛松中学校	・絵本「白い花」全校の読み聞かせ ・パズルのピース ・Hotな言葉と禁止用語
17	小谷場中学校	・校内掲示の活用、交流行事の実施 ・「いじめゼロ」の取組 ・小中連携
18	神根中学校	・生徒総会における「いじめゼロ宣言」の決議 ・いじめゼロ標語大賞 ・朝の笑顔であいさつ運動
19	領家中学校	・いじめゼロパンフレットの配布 ・領家中いじめゼロサミットの開催 ・あいさつ運動の継続
20	戸塚中学校	・イエローリボン委員会の活動をいじめ防止に切り替え、生徒会と連携 ・いじめゼロ活動を具体化して実行
21	在家中学校	・いじめ撲滅に向けて生徒の意識調査及び掲示物の作成 ・「いじめをしない」宣言に署名する活動
22	安行東中学校	・いいねの俳句 ・いじめゼロ新聞 ・あいさつ運動
23	戸塚西中学校	・スローガンを目立たせる ・いじめゼロ啓発活動をクラス単位で行う ・いじめゼロサミットの内容をさらに広める
24	鳩ヶ谷中学校	・バースデープロジェクトの実施 ・鳩レンジャー通信の発行 ・ハイタッチ大作戦
25	八幡木中学校	・私のいじめゼロ宣言 ・いじめに関する標語コンクール ・学級委員長会議
26	里中学校	・ポスター掲示(クラスに1つ) ・ありがとうの木 ・パトロール

イ 「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」(資料2)に基づく対応

(ア) 市立学校の教職員に対するいじめ防止等のための対策に関する研修の実施
(条例 第2章 第10条第1項第2号)

a いじめ対応についての勉強会

・第1回 令和元年8月1日

いじめから子どもを守る委員会委員を講師として実施

・第2回 令和元年12月26日

いじめから子どもを守る委員会委員を講師として実施

(イ) いじめ対応教員の役割等について(条例 第3章 第12条から第14条)

a 選任(第12条)

・市立学校は、当該の学校におけるいじめ防止等に関する責任体制を確立するために、いじめ対応教員を置く。

・いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

b 職務(第13条)

・いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずる。

・児童生徒、保護者、市民等からのいじめに係る相談に応じ、助言や措置を速やかに行うための会合を開催する。

・必要に応じて、いじめ対策委員会を招集し、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずる。

・「いじめから子どもを守る委員会」等の関係機関と連携、及びいじめの防止のために必要な措置及び協力をする。

c いじめ対策委員会を招集する権限の付与等(第14条)

・市立学校は、いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

・市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたときは、いじめ対応教員に報告と協力をする。

(3) 損害賠償請求事件(第7回口頭弁論)及び保有個人情報不開示決定処分取消等請求事件(第6回口頭弁論)について

ア 期 日 令和元年12月25日(水)

イ 場 所 さいたま地方裁判所

※概要については、12月26日委員会当日資料として配付します。

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和元年12月26日)

生涯学習部 教育総務課

質 疑	応 答
〔報告事項〕	
1 教育委員会定例会の開催状況について	
＜ 質 疑 ＞	
(坂本委員)	(教育総務課長)
いじめの裁判の件について、教育委員会定例会で協議事項や報告が無かったようだが、とりあげる必要があったのではないか。	裁判の状況につきましては、教育委員会の中で議題として行っていないが、必要に応じて、その都度、教育委員へは情報提供を行なっている。
(坂本委員)	(生涯学習部長)
情報提供している中で、教育委員から意見は出なかったのか。	裁判の進捗状況については、情報提供しているが、裁判についての意見は頂戴していない。
(坂本委員)	(生涯学習部長)
教育委員から意見が出たのか、出なかったのか。	意見は頂戴していない。
(坂本委員)	(生涯学習部長)
意見を聞かなかったということか。	裁判の進捗状況について情報提供しており、特に意見を求めている。
(関委員)	(生涯学習部長)
裁判の状況が大きく変化などが無かったから、意見がでなかったということか。	裁判の進捗状況を説明する場として考えていることから、意見は求めている。

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和元年12月26日)

生涯学習部 教育総務課

質 疑	応 答
〔報告事項〕	
2 いじめ問題の現状について	
< 質 疑 >	
(板橋委員)	(教育総務課長)
いじめ防止の方針の見直しについて、教育委員からどのような意見があったか。	教育委員会の中で、県の方針の改正や条例の制定に伴う改定の素案を提示し、協議を行ったが、教育委員からは、「学校の教員が分かりやすい内容にしてほしい。」「改定の作業の行程表を作成し、遅滞無く作業を進めてほしい。」「関係課と十分協議をして進めてほしい。」などの意見をいただいた。
(板橋委員)	(教育総務課長)
推進体制等として、関係各課と調整会議をして協議していくとあるが、どこが中心となるて行うのか。また、具体的にどのような部署が関わってくるのか。	いじめは学校だけでなく、それ以外の場でも起こりうるので、教育局だけでなく、条例を所管している子ども部や福祉部など、関係各課と十分協議をして進めていく。また、どこが中心となるて行うかについても、関係各課と協議をしながら進めていく。

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和元年12月26日)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
〔報告事項〕	
2 いじめ問題の現状について	
< 質 疑 >	< 応 答 >
(坂本委員)	(指導課長)
日弁連の意見書を引用した理由は何か。	引用のことについては、現在、裁判の中でも話し合われていることなので回答を差し控えさせていただきます。
(青山委員)	(指導課長)
いじめゼロサミットが8回行われているが、その効果をどのように考えているのか。	各学校で中核となるリーダーが中心となり、いじめ根絶に向けた具体的な取り組みができるようになってきた。また、各ブロックで、これまでの取り組みの効果や今後の活動について協議し、いじめゼロサミットに臨むことができている。
(青山委員)	
より実効的なものになるように要望する (要望)	
(青山委員)	(指導課長)
「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂に向けて、該当児童生徒、保護者のプライバシーはどのように考えているのか。	個人情報やプライバシーに十分配慮しながらそれぞれの事案に応じた対応をしていく。
	(学校教育部長)
	改訂の主旨は、国、県が改訂し、市の条例を加

質 疑	応 答
	えたことである。
(青山委員)	(指導課長)
保護者への働きかけはどのようなものか。	埼玉県が発行する啓発資料や学校応援団など
	の活用を考えている。
(芦田委員)	(指導課長)
いじめの対応について担任は、最初に誰に相談	決まった相談の順序はないが、学年主任や生徒
するのか。	指導主任、教育相談主任、いじめ対応教員、管理
	職への相談である。
(芦田委員)	(指導課長)
アンケートの集計はどのように行い、共有する	担任が集計し、学年で共有し、生徒指導部会や
場があるのか。	教育相談部会など管理職が出席する会議で報告
	される。
(芦田委員)	(指導課長)
児童生徒、保護者への研修をどのように考えて	学校保健委員会などPTAの組織でいじめに
いるか。	関する研修をすることは可能である。また、「い
	じめられる側にも問題がある」という認識をもた
	ないよう各学校に周知していく。
	(学校教育部長)
	児童生徒への研修は、いじめゼロサミットが研
	修の場だと考えている。

質 疑	応 答
(芦田委員)	(指導課長)
アンケートでいじめが認知された場合は、教育委員会に報告があるのか。	報告するようになっている。
(芦田委員)	(学校教育部長)
いじめゼロサミットには、保護者も参加できるのか。	保護者も見ることができる。
(荻野委員)	(学校教育部長)
いじめ対応の勉強会の内容を教えてもらいたい。	「いじめから子どもを守る委員会」が主催の研修で、いじめの事例についてグループごとに協議をしている。
(荻野委員)	(学校教育部長)
いじめゼロサミットで協議を見ていて、コミュニケーションが重要だと感じたが、どのように捉えているか。	新学習指導要領の根幹である「主体的で対話的な深い学び」に必要であり、これからの学校教育で重要なことである。
(荻野委員)	(学校教育部長)
参加児童生徒は、2人以上がよいと思うがいかがか。	各学校2名の参加などについても検討している。
(荻野委員)	(学校教育部長)
各学校の取り組みについて、「あいさつ運動」を行うことでどのような効果が考えられるのか。	「あいさつ運動」は、いじめをなくすための取り組みではなく、子供同士のコミュニケーション

質 疑	応 答
	<p>ョンを図ることも重要である。小中学校が連携し</p>
	<p>た「あいさつ運動」も行われている。</p>
<p>(荻野委員)</p>	<p>(学校教育部長)</p>
<p>「オレンジリボン運動」とは、どのようなものか。</p>	<p>「いじめをしない」と宣言した子供たちがオレ</p>
<p>また、「イエローリボン運動」「ブルーライン運動」</p>	<p>ンジリボンをつける取り組みである。「イエロー</p>
<p>についても教えていただきたい。</p>	<p>リボン運動」「ブルーライン運動」も同じような</p>
	<p>取り組みである。</p>
<p>(荻野委員)</p>	<p>(学校教育部長)</p>
<p>発達段階に合わせた取り組みをしているのか。</p>	<p>各学年に応じた取り組みもある。いじめゼロサ</p>
	<p>ミットでは、学校全体の取り組みを行っている。</p>
<p>(板橋委員)</p>	<p>(指導課長)</p>
<p>組織の構成員は、学校の実情により充てるとあ</p>	<p>各学校の規模、実情に応じて職員の数も異な</p>
<p>るがもう少し詳しく説明をいただきたい。</p>	<p>る。効果的な組織編成をしている。</p>
<p>(板橋委員)</p>	<p>(指導課長)</p>
<p>実情とは子供の立場なのか、教員の立場なの</p>	<p>会議の持ち方や時間など、各学校の規模によっ</p>
<p>か。</p>	<p>て実施している。</p>
<p>(福森委員)</p>	<p>(指導課長)</p>
<p>各学校の取り組みに温度差を感じるがいかが</p>	<p>各学校の実態に応じて取り組んでいる。教育委</p>
<p>か。</p>	<p>員会としても見届けをしっかりとしていく。</p>

質 疑	応 答
(板橋委員)	(指導課長)
いじめている側の指導、カウンセリングなどの体制づくりはどうなっているのか。	いじめた側にも指導が必要と認識している。方針の中にもしっかり定めていきたい。
(板橋委員)	
今後、いじめている側にもカウンセリングなどをおこなっていただきたい (要望)	
(関委員)	(学校教育部長)
校長向けの研修が大切だと感じている。学校教育部長の意志を聞かせていただきたい。	いじめは、どの学校にも起こるという意識をもつことが重要である。法の捉えに対する認識を高めていきたい。校長への研修では、いじめから子どもを守る委員会の委員長である角南委員を講師にお招きしてご講義いただいた。
これ以降の質疑については、秘密会へ移行した。	

川口市いじめの防止等のための 基本的な方針

川 口 市

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめの防止等のために川口市が実施する施策	3
(1) 川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定	3
(2) 川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割	3
(3) 川口市教育委員会の調査組織の設置	4
(4) 川口市が実施する施策	4
2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
(3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置	9
3 重大事態への対処	12
(1) 重大事態への対処の流れ	12
(2) 市立学校の設置者又はその学校による調査	13
(3) 調査結果の報告を受けた川口市長による再調査及び措置	18
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	19

はじめに

児童生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望を持って、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めた我々多くの国民の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校や教育委員会ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめの問題から、一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。

川口市では、平成7年に教育局、さいたま人権擁護委員協議会川口部会、警察等が連携して「川口市いじめ問題対策協議会」（以下「対策協議会」という。）を設置し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）についての協議を行ってきた。また、平成24・25年には、それぞれ「川口いじめ根絶宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意の下、市民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言したところである。

これに基づき、川口市では、対策協議会や教育委員会において、いじめの防止等に向けた様々な対策を決定し、取り組んできた。

川口市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「川口市基本的な方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童生徒が十分に理解し、一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という、認識を持たせる必要がある。

また、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

このことから、いじめを防止するには、特定の児童生徒や学校だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があるとともに、本方針では、学校はもとより、市や家庭、地域社会、その他の関係諸機関がそれぞれの立場を自覚しつつ、相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むものとする。

2 いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」

川口市基本的な方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの観点から、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。

特に学校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。

川口市基本的な方針において「学校」とは、川口市立学校をいう。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために川口市が実施する施策

(1) 川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本市は、法の趣旨を踏まえ、国や埼玉県の基本方針を参酌し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、川口市基本的な方針を定める。

川口市基本的な方針では、本市の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、川口市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、川口市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、川口市基本的な方針が本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

(2) 川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

本市は、川口市いじめ問題対策協議会に、法の定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせ、常設の組織とする。

会議内容は、次のとおりである。

ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること

- イ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(3) 川口市教育委員会の調査組織の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

川口市教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「川口市いじめ問題調査委員会」（以下「問題調査委員会」という。）を設置する。

問題調査委員会は常設化せず、法第28条（12ページ以下参照）に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合のみ、委員を招集し、調査・対処を行うものとする。

なお、問題調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識または経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

(4) 川口市が実施する施策

ア 学校を支援する

(ア) 相談体制の整備・充実

- ・生徒指導担当学校訪問・・・生徒指導担当指導主事が、定期的に各学校を訪問し、課題を抱える児童生徒等の情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・さわやか相談室訪問・・・教育相談員や指導主事等が、定期的に各中学校の教育相談室を訪問し、様々な情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・一般的な教育相談業務の展開・・・川口市立教育研究所において、電話や来室による教育相談を行う。
- ・教育相談支援員（すこやか相談員・サポート相談員）の配置・活用
 - ・・・さわやか相談室において相談活動を行ったり、家庭訪問を行う。
- ・スクールカウンセラー（県が配置）の活用
 - ・・・児童生徒や保護者に対する相談・助言、研修での教職員に対する指導等を行う。
- ・スクールソーシャルワーカー（県が配置）の活用
 - ・・・小学校において、保護者に対する助言を行いつつ、関係諸機関とも連携し、改善に向けた指導を行う。

- ・教育研究所カウンセラーの配置・活用
 - ・・・カウンセラー対応が必要な児童生徒や保護者の相談に応じる。
- ・子ども教育相談の実施
 - ・・・新郷支所、芝支所、戸塚支所、南平公民館、鳩ヶ谷庁舎の市内計5ヶ所において、いじめの情報等の積極的な収集に努める。
- ・いじめ相談テレフォン・いじめ相談メール
 - ・・・いじめで悩んでいる児童・生徒・保護者の相談を受ける。
- (イ) いじめ問題に対する教職員の指導力の向上
 - ・教職員に対しては、①いじめについて基本的な理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる、②体験研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて体験的に学ばせる、③集団活動の指導の仕方や児童生徒の心をつかむ生徒指導方法を身に付けさせる等により、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
 - ・「ライフスキルかわぐち」に関する研修会を開催し、児童生徒の自尊感情を高める手法を習得する等、積極的な生徒指導手法の習得に役立てる。
 - ・生徒指導に関わる研修会（児童生徒支援プログラム研修会 CAP 研修）等を実施し、児童生徒自らの訴えによる、いじめや虐待行為の早期発見・早期対応を可能にする指導法を習得する。
 - ・生徒指導・教育相談初級部会 及び 中級部会において、傾聴や共感的理解等、教育相談的な手法の理解・習得を目指す。
 - ・道徳教育推進研修会において、児童生徒一人一人に「豊かなこころ」を醸成するための、道徳指導法の習得・向上を目指す。
 - ・学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、アンケート調査の複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう、県の事業や発行資料が積極的に活用されるよう、指導・助言を行う。
- (ウ) いじめ未然防止のための道徳教育やライフスキル教育の充実
 - ・いじめの未然防止のために、各学校・学級において、道徳教育やライフスキル教育の充実に努める。
- (エ) いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消の推進
 - ・市内小・中学校におけるいじめの認知・解消等に関する現状を常に把握するために、「市いじめ調査」を毎月実施し、早期発見・報告体制を整備する。なお、未解消事案が増加傾向にあるなど、課題のある学校については、より一層連携を深め、学校への指導・助言を行う。

(オ) 児童生徒によるいじめ根絶に向けた取組の支援

- ・市内全中学校の代表者を集めて「いじめゼロ中学生サミット」を開催するとともに、各学校の取組や相互のアイデアを共有し、今後の自校の取組の参考にするなど、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。

(カ) ネットいじめへの対応の推進

- ・埼玉県警察サイバー犯罪対策課が実施している「情報セキュリティ講演」の積極的な活用を推奨し、携帯電話も含めた情報通信ネットワーク機器の正しい使い方や情報モラルについて、指導の徹底を図る。
- ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」を活用し、適切なネット利用を啓発する。

(キ) 学校評価等実施上の留意点の周知

- ・学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、法第34条を踏まえるよう、川口市教育委員会は各学校に対して指導・助言を行う。

イ 家庭や地域、県や関係諸機関との連携を図る

(ア) 関係諸機関等とのこれまでの連携の更なる推進

- ・ネットいじめを早期に発見するとともに、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を推進する。(各学校に、ネットいじめ等に関する「ネットパトロール活動」への参加を呼びかけ、ネットパトロールの取組を拡大する)
- ・いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した学校から県警への要請に基づいて派遣される「スクール・サポーター制度」を活用する。
- ・いじめに関する相談や被害の届出により把握した事案については、事案の重大性、緊急性、被害を受けた児童生徒及び保護者等の意向等を踏まえ、学校や教育委員会等と連携しつつ、警察として必要な捜査・調査活動を推進する。
- ・学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。(警察に対する、各種生徒指導連絡協議会への参加要請、情報提供等)
- ・学校と警察が連携し、いじめ防止を含めた「非行防止教室」を実施する。

(イ) 保護者のいじめ早期発見・対応への支援

- ・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、県及び県教育委員会が発行した保護者向け啓発資料等を活用する。

(ウ) 学校応援団や防犯に関わる地域の方々等による、学校とのいじめ情報に関する連携の推進

- ・学校応援団等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。
- ・市立校長会や教頭会等において、「いじめ」防止のための「学校応援団」によ

る学校への情報提供等への協力について説明するとともに、学校応援団やPTAへの周知を依頼する。

ウ いじめを許さない気運を醸成する

(ア) 児童生徒の主体的な取組の推進

- ・各学校の児童会や生徒会を母体とした「いじめゼロ活動」を支援するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。
- ・「いじめゼロ中学生サミット」の成果を自校の取組に生かし、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。また、各地区ごとに取り組む活動においては、校区内の小学校も巻き込むなど、市内全ての学校が参加できるよう、呼びかけていく。

(イ) 児童生徒の人権感覚の育成及び人権意識の啓発

- ・川口市人権教育推進協議会による「人間であること」を活用し、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、人権についての啓発活動を推進する。

(ウ) 11月を「いじめ根絶月間」とし、市民の意識高揚を図る

- ・埼玉県「いじめ撲滅強調月間」や「いじめ撲滅宣言」、本市の「川口いじめ根絶宣言」を周知し、児童生徒のいじめ根絶に向けた意識の高揚を図る。

2 いじめ防止等のために市立学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国や埼玉県の基本方針、川口市基本的な方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるよう、次の点に留意する。

ア 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

イ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。

ウ 児童生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。

エ 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。

- オ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- カ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- キ 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- ク 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。
- ケ 重大事態への対処については、川口市基本的な方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- コ 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

(2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

また、この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

また、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行対応支援チーム」（困難ないじめ問題等を抱える公立学校について、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。各教育事務所に配置したいじめ・非行防止支援員への要請により、編成する。）が組織に加わることも検討することとする。

(3)・市立学校におけるいじめ防止等に関する措置

川口市教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。

③ いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

- ・ 児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
- ・ 居場所をつくる。
- ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
- ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③ 「ライフスキルかわぐち」の取り組み等を通して、児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 埼玉県が発行する「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) 「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全員でいじめ問題に取り

組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童生徒への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童生徒への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（14ページ以下参照）

イ いじめられて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は、重大事態が発生したもとして、報告・調査等に当たる。

- ウ 重大事態が発生した場合、当該学校は川口市教育委員会を通じて川口市長へ、事態発生について報告する。
- エ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会を通じて川口市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ケ 上記クの調査結果の報告を受けた川口市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行うことができる。
- コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)
- サ 川口市長及び川口市教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- シ 上記ケの調査を行ったときは、川口市長はその結果を川口市議会に報告する。

(2) 市立学校の設置者又はその設置する学校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、川口市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、当該学校は川口市教育委員会を通じて川口市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

川口市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

学校における調査において、川口市教育委員会が調査主体となる場合、問題調査委員会を当該調査を行うための組織とする。なお、この場合、問題調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、当該学校自体が調査主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、第22条に基づく学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、必要に応じて問題調査委員会の委員等を、川口市教育委員会が派遣する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、川口市教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、川口市教育委員会又は学校は、問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、

主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害を受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、川口市教育委員会及び学校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏

まえ、川口市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ④ 詳しい調査を行うに当たり、川口市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合において、川口市教育委員会は、情報提供について必要な指導・支援を行うこととされており、川口市教育委員会は適切に対応する。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。川口市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

川口市教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、川口市教育委員会又はその学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、当該学校が調査を行う際、川口市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、市立学校に係る調査結果は、川口市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた川口市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた川口市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

この調査は、川口市長が設置した附属機関が行う。

再調査についても、川口市教育委員会又はその学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

川口市長及び川口市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、川口市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、川口市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対する必要な配慮を行う。

第3 その他、いじめ防止等のための対策に関する重要事項

川口市は、法の施行状況等を勘案して、対策協議会において毎年度、川口市基本的な方針にある各施策の効果を検証し、川口市基本的な方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（軽微な改正については、対策協議会において検討し、改正を図ることとする。）

また、川口市は、各学校における学校基本方針について策定状況を確認し、必要に応じて公表する。

○川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成28年12月22日条例第70号

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条・第11条）

第3章 いじめ対応教員（第12条—第14条）

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会（第15条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

第6章 罰則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもは一人の人間としての尊厳及び人権を有する存在であり、いじめはこれを脅かし、侵害するものであるとの認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下これらを「いじめの防止等」という。）に関する市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び所要の組織について定めること等によりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、子どもは社会全体で育むものという理念を市民と共有し、地域社会を挙げて、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学

校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）及び高等専門学校をいう。

(3) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒並びにこれらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。

(4) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。

(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業をいう。）の受託事業者、地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第21条に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。）又はスポーツ教室（子どもの参加があるものに限る。）、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。

(6) 関係機関等 児童相談所、警察署、法務局その他のいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(7) 市民 市内に住所を有し、在勤し又は在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるよう、地域社会を挙げて実施されなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重するものとする。

3 市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に行動することにより、いじめの防止等に地域社会を挙げて取り組むものとする。

（子ども及び保護者の相談）

第4条 子どもは、いじめを受け、いじめに関わり、又はいじめの事実を知った場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）には、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

2 子どもからいじめに関する相談を受けた学校、市、子ども関連団体又は関係機関等は、当該相談をした子どもが当該相談したことを理由としていじめを受けないよう、最大限の注意を払わなければならない。

3 保護者は、いじめの事実を知った場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）には、子どもの意見を踏まえて、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

（市の責務）

第5条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関

係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 市は、市が設置する学校（以下「市立学校」という。）に対し、市が定める法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針及び当該学校が定める法第13条に規定する基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための具体的な取組の状況を検証又は評価するものとする。

3 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（学校及び学校長をはじめとする教職員の責務）

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校はいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。

3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校はいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

（子ども関連団体の役割）

第8条 子ども関連団体は、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮するものとする。

2 子ども関連団体は、市、学校、保護者、市民又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第9条 市民は、地域社会が子どもの成長を見守ることが全ての子どもの成長発達に資し、いじめ

の防止等に有効であることを認識し、市、学校、保護者、子ども関連団体又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(市の基本的施策)

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。）、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

(学校の基本的施策)

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

第3章 いじめ対応教員

(選任)

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

(職務)

第13条 いじめ対応教員は、校長の命を受け、次の事項を担当する。

- (1) いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。

- (2) 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- (3) いじめの防止等のための措置を講ずるため必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。
- (4) いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- (5) 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- (6) 次章に定める川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

（いじめ対策委員会を招集する権限の付与等）

第14条 市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

2 市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会

（設置）

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- (3) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

（組織）

第17条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者

(委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第20条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権限の委任)

第22条 委員会は、第16条に掲げる事務に関し有する権限の一部を委員に行わせることができる。

(委員の義務)

第23条 委員は、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、市、学校等と相互に連携協力を図るものとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会への協力等)

第24条 市並びに学校及び教職員は、委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。

ただし、委員会の子どもへの調査に関する協力については、当該子どもに過度な負担が生じない

よう配慮するものとする。

- 2 市又は学校若しくは教職員以外の者は、委員会の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。
(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、委員会に対し、市内に住所を有し、在勤し又は在学する子どもに係るいじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談をし、いじめに関する救済の申立てをすることができる。

- 2 いじめに関する救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。
(調査等)

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

- 2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査することが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

- 3 委員会は、救済の申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、その調査を行おうとするときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査の方法)

第27条 委員会は、前条の調査のため必要があると認めるときは、救済の申立てに係る者に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧若しくは提出を要求し、又は救済の申立てに係る事実を明らかにするために適当な措置を講ずることができる。

- 2 委員会は、学校等と共同して調査を行っているときは、当該学校のいじめ対応教員の調査方法に関する意見を尊重するものとする。
- 3 委員会は、当該救済の申立てに関して調査の必要がないと認めたときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、学校と共同して調査を行うときは、当該学校の同意を得るものとする。

(調整)

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

(勧告等)

第29条 委員会は、いじめの事実があったものと認める場合において、当該いじめを受けている子どもが在籍する学校又は市が当該いじめへの対応を適切に行っていないと認めるときは、当該学校又は市に対し、是正の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた学校又は市は、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は前条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を市長に対して行うことができる。

(是正等の要請)

第30条 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は第28条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、学校又は市以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第31条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第33条 第23条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を

次のように改正する。

(次のよう略)

いじめ問題の現状について（委員会当日配付資料）

学校教育部指導課

このことについて、12月26日付け「次世代支援・教育力向上特別委員会資料」において、当日配付といたしました件について、次のとおり報告をさせていただきます。

○さいたま地方裁判所 平成30年（ワ）第1465号損害賠償請求事件について

2019年12月25日11時30分、口頭弁論期日がありました。

1 被告の訴訟活動

(1) 2019年10月31日付準備書面を陳述しました。

2 原告の訴訟活動

(1) 2019年12月18日付準備書面6を陳述しました。一部訂正しました。

(2) 甲30から36号証を写しにて提出しました。

3 裁判長の訴訟指揮は以下のとおりです。

(裁判長)

(1) 被告は、原告準備書面6の32頁記載の求釈明に関し、どう対応するか。

(被告回答)

次回迄に検討する。

(原告の主張)

(1) 求釈明事項は本文中27頁にも有るので、併せて検討して欲しい。

(2) 事実上及び法律上の主張は尽くしたので、そろそろ尋問の段階と考えている。

(裁判長)

(1) 双方一通り主張したと思うので、被告の回答後に、争点整理のための弁論準備期日を入れたい。

(2) 次回迄の間に、被告は回答を準備し、次回は弁論期日とする。被告の回答期限を2020年2月10日とし、次回期日を2月19日13時30分と指定する。

4 次回期日

次回期日は2020年2月19日13時30分、口頭弁論期日予定

本日の期日の概要は上記のとおりです。

被告は、原告からの質問事項につき、回答の要否等を検討する予定です。

○さいたま地方裁判所 平成31年（行ウ）第4号事件について

2019年12月25日10時15分から口頭弁論期日がありました。

1 被告の訴訟活動

(1) 2019年12月6日付及び同月25日付準備書面を各陳述しました。

2 原告の訴訟活動

(1) 2019年12月25日付準備書面を陳述しました。

(2) 甲26、27号証写しにて提出しました。

3 裁判長の訴訟指揮は以下のとおりです。

(1) 裁判所としては、原告の主張する国家賠償法上の違法性とは、次の3種類と理解している。①最初の開示決定の理由不備、②最初に開示すると決定した文書の一部が開示されていなかったこと、③訂正決定に関するもの。

(2) ①については、双方の主張立証がされているものと理解している。

(3) ②については、被告は、開示しなかった理由について説明されたい。

(被告回答)

当初の部分開示決定では、調査委員会での利用を予定する文書を非開示相当と判断したので、それらの文書を非開示とした。

(4) 原告は、被告の説明を踏まえて主張を補充すること。

(5) ③については、原告提出の甲13号証に複数の文書が混在しているのであれば、被告は、甲13号証を正しい姿にて、別文書は別文書として、既存の甲13号証との対応関係が分かるようにして、乙号証として提出して欲しい。また、甲4号証の別紙を付けたものを乙号証として出し直して欲しい。

(被告回答)

了解した。

(6) 次回期日迄に、原告は上記(4)のとおり主張を補充すること。原告の補充主張を待って、被告においてもそれに反論すること。被告は、速やかに、上記乙号証を提出して欲しい。

4 次回期日

次回期日は2020年2月26日10時30分、口頭弁論期日予定

本日の概要は上記のとおりです。

次回迄に、原告は主張の補充をし、被告は甲号証を正しく綴り直しする等して乙号証として提出する予定です。

臨時的任用教員の退職手当の一部未払いについて

市立高等学校・市立幼稚園の臨時的任用教員の退職手当は「川口市学校職員の給与等に関する条例」に基づき、県の規定を準用し支給しているところであるが、今般、埼玉県教育委員会において、平成27年度以降に支給した県の臨時的任用教員の退職手当について、平成26年度に行われた条例改正の内容が反映されていないことによる算定誤りにより、一部未払いが生じていることが判明したとの情報提供があった。これに基づき、本市の状況の確認を行ったところ、同様に一部未払いが生じていることが判明し、今後、対象者に対し未払い分の退職手当について追加支給を行うこととなった。

1 対象者

平成27年度以降に、臨時的任用教員(教諭)として市立高等学校・市立幼稚園に任用され、任期満了等の退職により退職手当が支給された者。

高等学校 79名

幼稚園 2名

合計81名

2 未払い額

約1,690万円

3 追加支給に係る事務

1月31日(金) 対象者あて通知発送(回答書投函期限 2月14日)

3月上旬 1回目支払い

3月末 2回目支払い

遅延損害金の額を確定

- ・遅延損害金については3月末までに金額を確定し、令和2年6月議会の議決を経て支払うこととする。
- ・支払い不能対象者に対しては、退職手当と遅延損害金を併せて供託する手続きを行う。